## 第12期第1回福岡県個人情報保護審議会

## 第二部会（住基•番号法部会）次第

## 日 時：平成27年1月20日（火）10時00分～場 所：県庁行政棟 10 階特 1 会議室

1 開 会

## 2 議 事

（1）マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて
（2）特定個人情報保護評価について
（3）その他

3 閉 会
［配付資料］
資料1 マイナンバー制度の概要
資料2 情報連携の仕組み
資料3 特定個人情報保護評価の概要
資料4 特定個人情報保護評価書（県税の賦課徴収関係事務）
資料5 特定個人情報保護評価の実施スケジュール


内閣官房HPに揭載されている
マイナバー広報資料より引用

内閣官房HPに揭載されている
マイナバー広報資料より引用


| •被災者生活再建支援金の支給 |  |
| :--- | :--- |
| •被災者台帳の作成事務 |  |
|  |  |
|  | など |

地方公共団体が条例で定める事務に




制度面・システム面から，


マイナンバ一制度の仕組み

| ①個人に，下記（1）～（4）の特徴を有する「マイナンバー」を付する仕組み ①悉皆性（住民票を有する全員に付番） <br> （2）唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番） <br> （3）「民－民－官」の関係で流通させて利用可能な視認性 <br> （4）最新の基本4情報（氏名，住所，性別，生年月日）と関連付けられている <br> 法人等に上記（1）～（3）の特徴を有する「法人番号」を付する仕組み |
| :---: |


（3）本人確認

| 〇個人が自分が自分であることを証明 |
| :--- |
| するための仕組み |
| 〇個人が自分のマイナンバーの真正性 |
| を証明するための仕組み |
| ＞個人番号力ードの交付 |
| ＞正確な付番や情報連携の確率，成りすまし |
| 等の防止 |

情報提供ネットワークシステムの構築

マイナンバー制度におけるシステム概要図（その1）

（1）業務システム
マイナンバー
県では，税務
（団体内統合宛名番号）※と各業務

情報連携における個人情報保護措置

番号法第 1 条（目的）抜䊀
 N＂榾港标析 び利 N人迷野
 ＋ 6
 or

## （その1）番号法における情報連势に関する条文

## （その 2 ）

| 番号法第21条第1項（情報提供ネットワークシステム） $1 \text { 総務大臣は, 特定個人情報保護委員会と協議して, 情報提供ネットワークシステムを設置し }$ とする。 <br> 番号法第22条第1項，第2項（特定個人情報の提供）抜粋 <br> 1 情報提供者は，第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において ついて前条第二項の規定による紛務大臣からの通知を受けたときは，…情報照会者に対し，当詵 しなければならない。 <br> 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において，他の法令の規定により当該特内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは，当該書面の提出があったものとみ <br> 番号法第23条第1項，第3項（情報提供等の記録） <br> 1 情報照会者及び情報提供者は，第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又に次に揭げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に註令で定める期間保存しなければならない。 <br> 情報照会者及び情報提供者の名称 <br> 二 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 <br> 三 特定個人情報の項目 <br> 四 前三号に掲げるもののほか，総務省令で定める事項 <br> 3 総務大臣は，第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったと る事項を情報提供ネットワークシステムに記録し，当該記録を第一項に規定する期間保存しなね |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |


| 番号法第25条（秘密保持義務）抜粋 |
| :--- | :--- |
| 情報提供等事務…に従事する者又は従事していた者は，その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし， <br> 又は盗用してはならない。. |

## 番号法第 27 条第 6 項（特定個人情報保護評価）

## （その3）番号法における情報連携に関する条文

| 番号法第27条第6項（特定個人情報保護評価） |
| :--- |
| 6 行政機関の長等は，評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第 19 条第 7 号の規 |
| 定により提供し，又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはな |
| らない。 |


番号法第54条第1項（措置の要求）
1 委員会は，個人番号その他の特定個人
ステムの構築及び維持管理に関し，費用の
を確保するよう，総務大臣その他の関係行政

| 番号法附則第 6 条第 5 項（検討等）抜粋 |
| :---: |
| 5 政府は…，情報提供等記録開示システム… |

資料3




## 特定個人情報保護評価の対象







## 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

| 評価書番号 | 評㮸書名 |
| :---: | :--- |
| 1 | 県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書 |

## 個人のプライバシ一等の権利利益の保護の宣言

福岡県は，県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシ一等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもつて個人の プライバシ一等の権利利益の保護に取り組んでいることを，ここに宣言す る。

特記事項

## 評価実施機間名

福岡県知事

## 特定個人情報保嚄委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

［平成26年4月 様式4］

## I 基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事蓩


## 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

| ①システムの名称 | 税務システム |
| :---: | :---: |
| （2）システムの機能 | 税務システムでは，県税の賦課徴収関係事務に関わる電算処理を行う。 <br> システムの機能は，以下のとおり。 <br> －共通管理機能：プログラムの実行管理，データベース管理，他システムとの連携等，システム稼動のための基盤機能。 <br> - 宛名管理機能：複数の税目で管理されている納税者等を，名寄せして一元的に管理する。 <br> - 課税機能：全ての課税業務について，税法等に基づいた課税•更正，照会業務，各種統計処理等を税目単位で行う。 <br> －収納管理•滞納整理支援機能：課税機能により調定された税金の収納•徴収業務を，税目に関わりなく一元的に行う。 <br> －個人番号管理機能：個人番号を一元管理し，宛名管理機能•課税機能•収納管理•滞納整理支援機能と連携する。 |
| ③他のシステムとの接続 | ［ ］情報提供ネットワークシステム［ ］庁内連携システム <br> ［ ］住民基本台帳ネットワークシステム［ ］既存住民基本台帳システム <br> ［ O ］宛名システム等［ ］税務システム <br> ［ ］その他 |
| システム2～5 |  |
| システム2 |  |
| ①） | 団体内統合宛名システム |
| （2）システムの機能 | システムの機能は，以下のとおり。 <br> －団体内統合宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号の付番及び業務利用番号との紐付け等 を行う機能。 <br> －宛名情報等管理機能：団体内統合宛名番号，個人番号，業務種別，業務利用番号及び基本4情報の管理等を行う機能。 <br> －基本4情報等出力機能：個人番号，基本4情報の中間サーバー及び業務システムへの提供等 を行う機能。 <br> - 符号取得支援機能：符号取得支援等を行う機能。 <br> - 情報提供支援機能：中間サーバーに対する特定個人情報登録等を行う機能。 <br> - 情報照会支援機能：中間サーバーに対する情報照会の要求依頼及び情報照会結果取得依頼等を行う機能。 <br> - 庁内連携支援機能：個人番号を利用した庁内連携の支援等を行う機能。 <br> - 共通変換機能：文字コード及びデータ形式等の変換を行う機能。 <br> - 職員認証•権限管理機能：職員認証によるアクセス制御，権限管理及びログ管理等を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | ［ ］情報提供ネットワークシステム［ ］庁内連携システム <br> ［ ］住民基本台帳ネットワークシステム［ ］既存住民基本台帳システム <br> ［ ］宛名システム等［ O ］税務システム <br> ［ O ］その他（ 中間サーバー |


| システム3 |  |
| :---: | :---: |
| （1）システムの名称 | 中間サーバー |
| （2）システムの機能 | 各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 <br> システムの機能は，以下のとおり。 <br> 符号管理機能：符号管理機能は情報照会，情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と，情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け，その情報を保管•管理する機能。 <br> 情報照会機能：情報照会機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，特定個人情報 <br> （連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 <br> 情報提供機能：情報提供機能は，情報提供ネットワークシステムを介して，情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（（連携対象）の提供を行う機能。 <br> 既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム，団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容，情報提供内容，特定個人情報（連㑺対象），符号取得 のための情報等について連撨するための機能。 <br> 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会，又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し，管理する機能。 <br> 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として，保持•管理する機能。 データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム） との間で情報照会，情報提供，符号取得のための情報等について連㑺するための機能。 セキュリテイ管理機能：特定個人情報（ 連携対象）の暗号化及び復号や，電文への署名付与，電文及び提供許可証に付与されている署名の検証，それらに伴う鍵管理を行う。 <br> また，情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 <br> 職員認証•権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づ いた各種機能や特定個人情報（ 連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 <br> システム管理機能：バッチの状況管理，業務統計情報の集計，稼働状態の通知，保管期限切れ情報の削除を行う機能。 |
| （3）他のシステムとの接続 |  |
| システム4 |  |
| （1）システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバ部分） |
| （2）システムの機能 | システムの機能は，以下のとおり。 <br> 本人確認情報の更新：都道府県知事保存本人碓認情報ファイルを最新の状態に保つため，市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該フアイルを更新し，全国サーバに対して当該本人碓認情報の更新情報を通知する。 <br> 都道府県の執行機関への情報提供：都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため，照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報フアイルから抽出し，照会元に提供する。 <br> 本人確認情報の開示：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応する ため，当該個人の本人碓認情報を都道府県知事保存本人碓認情報ファイルから抽出し，帳票に出力する。 <br> 機構への情報照会：全国サ一バに対して住民票コード，個人番号又は4情報の組合せを キーとした本人碓認情報照会要求を行い，該当する個人の本人確認情報を受領する。本人確認情報検索：代表端末又は業務端末において入力された4情報（氏名，住所，性別，生年月日）の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報フアイルを検索し，検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 <br> 本人確認情報整合：都道府県知事保存本人確認情報フアイルの正碓性を担保するため，市町村から本人確認情報を受領し，当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性碓認を行う。 |
| （3）他のシステムとの接続 | ［ ］情報提供ネットワークシステム［ ］庁内連懏システム <br> ［ ］住民基本台帳ネットワークシステム［ ］既存住民基本台帳システム <br> ［ ］宛名システム等［ ］税務システム <br> ［ ］その他 |


| システム5 |  |
| :---: | :---: |
| ①システムの名称 | 国税連携システム |
| （2）システムの機能 | 個人事業税の賦課徴収のため，本県では所得税確定申告書等データを，国税庁から 国税連携システ ムを使用して受信している。 <br> 国税連携システムの機能は，以下のとおり。 <br> - 基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 <br> - 国税連携データ管理機能：確定申告データ 及び確定申告書等画像データのダウンロード確定申告データの検索，印刷，XMLファイルのCSV変換等 <br> －団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能 |
| ③他のシステムとの接続 | ［ ］情報提供ネットワークシステム［ ］庁内連携システム <br> ［ ］住民基本台帳ネットワークシステム［ ］既存住民基本台帳システム <br> ［ ］宛名システム等［ ］税務システム <br> ［ ］その他 |
| システム6～10 |  |
| システム11～15 |  |
| システム16～20 |  |

## 3．特定個人情報ファイル名

税務システムデータベースファイル
4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由

| （1）事務実施上の必要性 | 「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については，番号法第九条第1項 及び同法別表第一の十六の項において，個人情報を効率的に検索し，及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 <br> 福岡県では番号法に基づき，県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため，納税義務者本人からの申告書の提出や，他の行政機関等との税関連情報の授受等において，個人番号を取り扱う。 |
| :---: | :---: |
| （2）実現が期待されるメリット | 個人の特定 及び 個人の宛名の突合の正確性が向上することにより，県税の公平•公正な賦課徴収に つながる。 |

5．個人番号の利用 ※

| 法令上の根拠 | 番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項 <br> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条 |
| :---: | :---: |
| 6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ |  |
| （1）実施の有無 |  |
| （2）法令上の根拠 | 番号法第十九条第七号 及び 同法別表第二の二十八の項 <br> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十一条 |
| 7．評値実施機関における担当部署 |  |
| （1）部署 | 総務部税務課 |
| （2）所属長 | 総務部税務課長 桝崎 綾子 |
| 8．他の評価実施機閏 |  |
| － |  |

## （別添1）事務の内容


（備考）
福岡県では，税務課 及び 県税事務所において，主に情報を管理する「税務システム」を基に県税の賦課徴収関係事務を行います。 また，一部業務を外部委託しています。
県税の賦課徴収関係事務について，具体的には以下の流れとなります。
＜納税義務者への賦課徴収関係事務＞上表A～D
A納税義務の確定…（1）県による納税通知書の送付や（2）納税義務者からの申告書の提出等により，納税義務が確定する。場合により，減免や徴収猶予等を行う。
（※（2）納税義務者から提出された申告書等には，様式により，特定個人情報を含むものがある。）納税通知書に記載される個人情報等は，主に「税務システム」において保有するデータが基となる。納税義務者による申告書等の情報は，主に「税務システム」に蓄積する。
B 納税 •••納税義務者からの納税情報は，主に「税務システム」に蓄積する。
C 督促•滞納処分等•••納期限内に納税されない場合は，滞納者に対して督促や滞納処分等を行う。
滞納関係の情報は主に「税務システム」に蓄積する。
D 納税証明書発行…「税務システム」に蓄積したデータを基に，納税者に対し，場合により納税証明書を発行する。
＜本県他部署，国税庁，他の都道府県及び市町村等との情報のやり取り＞上表E
E通知•閲覧•記録等…上記行政機関等との間は，番号法令及び地方税法令等に則り，情報のやり取りを行う。障がい者減免等関係情報の入手について，本県他部署からは庁内連携システムを経由，市町村からは情報提供ネットワークシステムを経由して入手する。その他，情報の提供•入手の際においても，法令で定める安全措置を講じる。（※ 番号法令で認められた範囲内で，特定個人情報を含んだものを取り扱う。）県発信の情報は，主に「税務システム」において保有するデータが基となる。県へ送られてきた情報は，主に「税務システム」に蓄積する。
＜各種業務委託＞上表F
F 各種業務委託 $\cdots$ •税務事務に関するデータ入力作成委託，パンチ委託 及び 納税通知書の封入封緘等委託等，各種業務を委託する。（※ 委託の内容によっては，特定個人情報を含んだものを取り扱う。）

## II 特定個人情報ファイルの概要

## 1．特定個人情報ファイル名

税務システムデータベースファイル

## 2．基本情報

| ①ファイルの種類 ※ |   ＜選択肢 $>$ <br> システム用ファイル 1）システム用ファイル  <br> シ 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）  |
| :---: | :---: |
| （2）対象となる本人の数 |  ＜選択肢 $>$ <br>  1） 1 万人未満 <br> ［ 100 万人以上 1,000 万人未満 $]$ 2） 1 万人以上 10 万人満 <br>  3） 10 万人以上 100 万人未満 <br>  4） 100 万人以上 1,000 万人未満 <br>  5） 1,000 万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 福岡県税に係る納税義務者 及び 課税調査対象者 |
| その必要性 | 県税の公平•公正な賦課徴収のため，上記対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。 |
| （4）記録される項目 |   選択肢 $>$  <br> 100項目以上 1） 10 項目未満 2） 10 項目以上 50 項目未満  |
| 主な記録項目 ※ | －識別情報 <br> ［ O ］個人番号 <br> ［ O］個人番号対応符号 <br> ［O］その他識別情報（内部番号） <br> －連絡先等情報 <br> ［ O ］4情報（氏名，性別，生年月日，住所）［ O ］連絡先（電話番号等） <br> ［ ］その他住民票関係情報 <br> －業務関係情報 <br> ［O］国税関係情報 <br> ［O］地方税関係情報 <br> ［ ］健康•医療関係情報 <br> ［ ］医療保険関係情報［ ］児童福祉•子育て関係情報［O］障害者福祉関係情報 <br> ［ O ］生活保護•社会福祉関係情報［ ］介護•高齢者福祉関係情報 <br> ［ ］雇用•労働関係情報［ ］年金関係情報［ ］学校•教育関係情報 <br> ［ ］災害関係情報 <br> ［O］その他（ 内部機関情報，技術的事項（エラーコードなど） |
| その妥当性 | - 個人番号 及び その他識別情報は，対象者を正確に特定するために保有する。 <br> - 4情報及び連絡先は，（1）賦課決定に際し課税要件を確認するため，（2）納税通知書等の送付先を確認するため，3本人への連絡のために保有する。 <br> －国税関係情報は，国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し，課税事務を行うために保有する。 <br> －地方税関係情報は，他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認 して課税事務を行うためや，低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 <br> - 障害者福祉関係情報は，障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行うために保有する。 <br> - 生活保護•社会福祉関係情報は，生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。 |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| （5）保有開始日 | 平成27年10月 |
| （6）事務担当部署 | 総務部税務課，各県税事務所（12事務所） |

## 3．特定個人情報の入手•使用

| （1）入手元 ※ |  | ［ ○ ］本人又は本人の代理人 <br> ［O］評価実施機関内の他部署（ 市町村支援課，保護•援護課，保健福祉事務所，障害者福祉課，障害者更生相談所 <br> ［O］行政機関•独立行政法人等（国税庁 <br> ［O］地方公共団体•地方独立行政法人（他の都道府県，市町村 <br> ［ ］民間事業者 <br> ［ O ］その他（ 地方公共団体情報システム機構（地方共同法人） |  |  |  | ） ） ） ） ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （2）入手方法 |  |  |  |  |  |  |
| （3）入手の時期•頻 |  | （1）定期的に対応する事務に際して入手するもの（毎年） <br> －税務署（国税庁）から，国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。 （平成25年度実績 確定申告期は毎営業日，左記以外は月1回） <br> －自動車税 及び 自動車取得税の申告書記載情報と，自動車登録情報の突合結果情報。 （平成25年度実績 月2回） <br> （2）個別的に対応する事務に際して入手するもの（随時） <br> －申告書等を受け付けた都度。地方税法令に係る事務上，納税義務者の特定が必要な都度。 |  |  |  |  |
| （4）入手に係る妥 | 性 | 以下，番号法令に則り，地方税法上の賦課徴収関係事務について，特定個人情報の入手ができるも のをケース別に挙げる。なお，本人又はその代理人，本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等か ら入手する全ての情報については，既に入手したものでないか事前に保有情報を確認した上で入手す る。必要に応じて，住基ネットの利用により個人番号の真正性を確認する。 <br> ＜番号法第十九条 第三号のケース＞ <br> - 自動車税に係る申告書等に記入された特定個人情報を，直接入手。 <br> - 本人又はその代理人（提供元）$\rightarrow$ 本県（提供先） <br> ＜番号法第十九条第七号のケース＞ <br> －番号法第十九条七号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り，情報提供ネットワーク システム等を使用して，本県他部署，他の都他道府県及び市町村から情報を入手。自動車税等 の障がい者減免，個人事業税等の生活保護受給者減免，狩猟税の低所得者減免のため。 <br> －都道府県の社会福祉関係部署又は市町村（提供元）$\rightarrow$ 本県（提供先） <br> ＜番号法 第十九条 第八号のケース＞ <br> －番号法第十九条第八号，同法施行令第二十二条 及び 同法施行規則（内閣府令•総務省令第三号）第十九条に則り，各提供元から 地方税法に基づく県税関係情報を入手。 <br> －国，他の都道府県及び市町村（提供元）$\rightarrow$ 本県（提供先） <br> ＜番号法第十九条第十二号のケース＞ <br> －番号法第十九条第十二号，同法施行令第二十六条 及び 同施行令別表に則り，租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定に よる質問，検査，提示若しくは提出の求め又は協力の要請により，情報を入手。 <br> －本人又はその代理人，本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等（提供元）$\rightarrow$ 本県（提供先） |  |  |  |  |
| （5）本人への明示 |  | 本人又はその代理人として定められた者から入手する情報については，提出者に使用目的を示した上 で入手する。 <br> 本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等から入手する情報は，この限りではないため，入手の際 の安全の確保として，情報提供ネットワークシステム等の番号法令に則った通信手段を使用して入手す る。 |  |  |  |  |
| ⑥使用目的 ※ |  | 県税の賦課徴収のため |  |  |  |  |
| 変更の | 妥当性 | － |  |  |  |  |
| （7）使用の主体 | 使用部署 ※ | 総務部税務課，各県税事務所（12事務所） |  |  |  |  |
|  | 使用者数 |   ＜選択肢 <br> 500 人以上 1,000 人未満 1） 10 人未満 2） 10 人以上 50 人未満 <br>  3） 50 人以上 100 人未満 4） 100 人以上 500 人未満 <br>  5） 500 人以上 1,000 人未満 6） 1,000 人以上 |  |  |  |  |


| 8）使用方法 ※ | （1）課税管理に関する事務 <br> 申告 及び 届出等による情報から，課税管理業務を行う。 <br> ②収納管理に関する事務 <br> 収納 及び 課税等の情報から，収納，還付 及び 充当等の収納管理業務を行う。 <br> ③ 滞納管理に関する事務 <br> 滞納者情報等から，滞納管理業務を行う。 <br> （4）宛名管理に関する事務 <br> 納税者の宛名情報の特定や突合を行い，宛名管理業務を行う。 |
| :---: | :---: |
| 情報の突合 ※ | （1）課税管理に関する事務 <br> 課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや，税の軽減等を行うため，本人から提出された申告書等の内容と，本県他部署，国，他の都道府県 及び市町村等 から入手した関係情報との突合を行う。 <br> （4）宛名管理に関する事務（1）（3）に係る宛名管理） <br> 納税義務者 及び課税調査対象者の確定等を行うため，当該システムにおける宛名情報 と，本県他部署，国，他の都道府県 及び市町村等から入手した関係情報との突合を行う。 |
| －情報の統計分析 | 特定個人情報を使用して，特定の個人が判別しうるような統計分析は行わない。 |
| 権利利益に影響を与え得る決定 ※ | 県税の賦課決定 |
| （9）使用開始日 | 平成28年1月1日 |






| 移転先1 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1）法令上の根拠 |  |  |  |  |  |  |
| （2）移転先における用途 |  |  |  |  |  |  |
| （3）移転する情報 |  |  |  |  |  |  |
| （4）移転する情報の対象となる本人の数 |  | ［ | 〈選択肢〉 1） 1万人满 2） 1 万人人以上 10 3） 10 万人以 4） 100 万人以上 5） 1,000 万人以 | 万人未満 0万人未満 ，000万人未満 |  |  |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 |  |  |  |  |  |  |
| （6）移転方法 |  |  |  |  |  |  |
| （7）時期•頻度 |  |  |  |  |  |  |
| 移転先2～5 |  |  |  |  |  |  |
| 移転先6～10 |  |  |  |  |  |  |
| 移転先11～15 |  |  |  |  |  |  |
| 移転先16～20 |  |  |  |  |  |  |
| 6．特定個人情報の保管•消去 |  |  |  |  |  |  |
| （1）保管場所 ※ |  | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 税務システムについては，セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち，さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。申請書等の紙媒体については，施鏙して保管す る。 <br> ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 <br> （1）中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置してお以，データセンターへの入館及び サーバー室への入室を厳重に管理する。 <br> （2）特定個人情報は，サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され，バック アッブもデータベース上に保存される。 |  |  |  |  |
| （2）保管期間 | 期間 |  |  |  |  |  |
|  | その妥当性 | は三年，加算金決定は七年。）等が定められており，税務システムにおけるデータ及び 申請書等の紙媒体の保管期間もこれに則る。 |  |  |  |  |
| （3）消去方法 |  | ＜税務システムにおける措置〉 <br> 不用となったデータについては，税務システムにおいて消去する。申請書等の紙媒体については，外部業者による溶解処理を行う。 <br> ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ <br> （1）特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため，通常，中間サーバー・ プラットフォームの保守•運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 <br> （2）ディスク交換やハード更改等の際は，中間サーバー・プラットフォームの保守•運用を行う事業者 において，保存された情報が読み出しできないよう，物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 |  |  |  |  |
| 7．備考 |  |  |  |  |  |  |
| － |  |  |  |  |  |  |

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策＊（7，リスク1

1．特定個人情報ファイル名
税務システムデータベースファイル

## 2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

| リスク1：目的外の入手が行 | われるノスク |
| :---: | :---: |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | 書面様式において，誤って本人以外の特定個人情報を入手することがないよう，入手の際に個人番号，氏名，住所，生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。 <br> 本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等から個別に特定個人情報を入手する際も，誤って対象者以外の情報を入手することがないよう，入手の際に個人番号，氏名，住所，生年月日及び性別等に ついてのチェックを必須とする。 |
| 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の内容 | 特定個人情報の入手については，様式（申告書，申請書，届出書等）を定め，必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | 十分である ＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れている  <br> 3）課題が残されている $\quad$ 2）十分である |
| リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク |  |
| リスクに対する措置の内容 | 特定個人情報の入手については，様式（申告書，申請書，届出書等）を定め，利用目的を明確にする とともに，必要な情報以外は記載できないようにする。 <br> 本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合においては，政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号，同法施行令第二十三条 及び同法施行規則（内閣府令－総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等，適切な入手方法をとる。 |
| リスクへの対策は十分か | 十分である ［選択肢〉 <br> 1）特に力を入れている  <br> 3）課題が残されている $\quad$ 2）十分である |
| リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク |  |
| 入手の際の本人確認の措置 の内容 | 個人番号カードの提示等，番号法令に定められた方法により本人確認を行う。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | 本人又はその代理人から入手する際には個人番号カードの提示等，番号法令に定められた方法に より個人番号の真正性を確認する。 <br> 本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等から 特定個人情報を入手した際には，必要に応じて住基ネットの利用等により個人番号の真正性を確認する。 |
| 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容 | 本人又はその代理人からの変更の申し出や，本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等からの変更情報の入手 及び 住基ネットの利用等により特定個人情報の更新を行い，正確性を確保する。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | $\left[\begin{array}{lll}\text { 十分である } & \text {＜選択肢＞} \\ \text { 1）特に力を入れている } \\ \text { 3）課題が残されている }\end{array}\right.$ 2）十分である |
| リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク |  |
| リスクに対する措置の内容 | - 書面提出の場合は，本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 <br> - 本県他部署，国，他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には，政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号，同法施行令第二十三条，同法施行規則（内閣府令－総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等，安全性を確保する。 |
| リスクへの対策は十分か | $\left.\begin{array}{llll}\text { 十分である }\end{array}\right]$＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている$\quad$ 2）十分である |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |
| － |  |


| 3．特定個人情報の使用 |  |
| :---: | :---: |
| リスク1：目的を超えた紐付け，事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク |  |
| 宛名システム等における措置の内容 | $\qquad$ < 団体内統合妴名システムにおける措直 > <br> 団体内統合宛名システムにおいて，職員認証によるアクセス制御，権限管理及びログ管理等を行う。 |
| 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容 | 税務システムには，県税の賦課徵収関係事務に関係のない情報を保有しない。なお，税務システム にアクセスできる職員及び委託先全てに，個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を実施し，紐付けに係るアクセス制御を行うことで，事務の範囲を超える紐付けができないようにする。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | ［ 十分である $\quad$ ］＜選択肢 $>$ <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている$\quad$ 2）十分である |
| リスク2：権限のない者（元職員，アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク |  |
| ユーザ認証の管理 | ［ 行っている ］ <br> ＜選択肢＞ <br> 1）行っている <br> 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | 税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに，個人ごとのユーザーIDとパスワードによりア クセス制御を行っている。また，各職員が属する組織及び従事する業務に応じて，必要最小限の権限 を付与している。 |
| アクセス権限の発効•失効の管理 |  |
| 具体的な管理方法 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> （1）ユーザーIDとパスワードの発行管理 <br> 税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し，個人ごとのユーザーIDとパスワード によりアクセス制御を行っている。 <br> （2）ユーザーIDとパスワードの失効管理 <br> 税務システムへのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった場合， アクセス権限を更新して失効させる。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 管理者が定期的に権限者の異動情報等を確認し，異動等があった場合は，管理者権限により， ID等を失効させる。 |
| アクセス権限の管理 | ［ 行っている ］ <br> ＜選択肢＞ <br> 1）行っている <br> 2）行っていない |
| 具体的な管理方法 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 税務システムの管理者権限は，必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 団体内統合宛名システムの管理者権限は，必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | ［ 記録を残している ］＜選択肢 $>~$ <br> 1）記録を残している <br> 2）記録を残していない |
| 具体的な方法 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 税務システムにおける特定個人情報ファイルの使用について，操作した日時•内容・ユ一ザ一ID•画面の名称等のアクセスログを日次で記録し，7年間保管する。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 団体内統合宛名システムでは，いつ，どの特定個人情報が利用等されたのかについて記録する。 |
| その他の措置の内容 | 税務システムに接続できる端末を登録し，不正なアクセスがないよう制御している。 |
| リスクへの対策は十分か | ［ 分である l |
| リスク3：従業者が事務外で使用するリスク |  |
| リスクに対する措置の内容 | 業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を原則年1度開催し，個人情報保護を指導す る。 <br> 地方税法第22条において，「秘密漏えいに関する罪」があり，地方税に関する調査に関する事務に従事している者 又は 従事していた者について，その事務に関して知り得た秘密を漏らし，又は窃用し た場合における厳格な罰則規定があり，全ての税務吏員はこれを遵守している。 |
| リスクへの対策は十分か | $\left.\begin{array}{llll}\text { 十分である }\end{array}\right]$＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている$\quad$ 2）十分である |
| リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク |  |
| リスクに対する措置の内容 | バックアップは日次で全データを取ることとし，個人でバックアップができないよう，システム上の制限 をかける。 <br> なお，日次バックアップした全データは，特に厳重なアクセス制御を実施し，権限者しかアクセスでき ないよう制限をかける。 |
| リスクへの対策は十分か | $\left.\begin{array}{llll}\text { 十分である }\end{array}\right]$＜選択肢 $>$ <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている$\quad$ 2）十分である |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |
| － |  |

## 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託先による特定個人情報の不正入手•不正な使用に関するリスク
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
委託先による特定個人情報の保管•消去に関するリスク
委託契約終了後の不正な使用等のリスク
再委託に関するリスク

| 情報保護管理体制の確認 | 委託契約の内容に，「個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。 <br> ※「個人情報取扱特記事項」とは，個人情報に係る秘密の保持，収集の制限，安全措置の確保，作業場所の特定，利用及び提供の制限，複写又は複製の禁止，再委託の禁止，事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修その他必要な事項等を列挙したもの。 |
| :---: | :---: |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者•更新者の制限 |  |
| 具体的な制限方法 | 税務システムにアクセスできる全ての委託先において，個人ごとのユーザーIDとパスワードによりア クセス制御を行っている。 <br> 委託先に提出された書面様式等については，従業員以外が閲覧できないよう，管理には細心の注意 を払うとともに，特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。 |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 |  |
| 具体的な方法 | 税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いについて，操作した日時•内容・ユーザーID•画面の名称等のアクセスログを日次で記録し，7年間保管する。 <br> 書面様式等については，従業員以外が閲覧できないよう，管理には細心の注意を払うとともに，特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。 |
| 特定個人情報の提供ルール | ［ $\left.\begin{array}{llll}\text { 定めている }\end{array}\right] \begin{aligned} & \text {＜選択肢＞} \\ & \text { 1）定めている }\end{aligned}$ |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 委託先から他者への } \\ \text { 提供に開するルールの } \\ \text { 内容及びルール遵守 } \\ \text { の確認方法 } \end{array}$ | 該当なし（委託先から他者への提供はない） |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守 の確認方法 | 委託業者に特定個人情報を提供する際は，電子情報の暗号化，ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 <br> また，委託業者との契約を締結する際，個人情報取扱特記事項として，個人情報に係る秘密の保持，収集の制限，安全措置の確保，作業場所の特定，利用及び提供の制限，複写又は複製の禁止，再委託の禁止，事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め，不正な提供がないよう ルー尊守させる。 |
| 特定個人情報の消去ルール | $\left[\begin{array}{llll}\text {［定めている }\end{array}\right]$＜選択肢 $>$ <br> 1）定めている$\quad$ 2）定めていない |
| $\begin{aligned} & \text { ルールの内容及び } \\ & \text { ルール遵守の確認方 } \\ & \text { 法 } \end{aligned}$ | 委託業者との契約を締結する際，個人情報取扱特記事項として，以下を規定している。 <br> －委託業者が，委託事務を処理するために県から提供を受け，又は自らが収集し，若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は，事務完了後直ちに返還し，又は引き渡すものとする。ただし，県が別に指示したときは，その指示に従うものとする。 <br> －委託業者が契約による事務を処理するに当たり取り扱っている特定個人情報の状況について，県は随時調査することができるものとする。 <br> －委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため，県は必要な指示を行い，又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。 |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | ［ $\begin{array}{llll}\text { 定めている }\end{array}$ |
| 規定の内容 | 委託契約書中，個人情報取扱特記事項として，個人情報に係る秘密の保持，収集の制限，安全措置 の確保，作業場所の特定，利用及び提供の制限，複写又は複製の禁止，再委託の禁止，事務完了後 の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 |  |
| 具体的な方法 | 業務上再委託する必要がある場合には，事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに，委託先 と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ，個人情報の適切な取扱いを図る。 |
| その他の措置の内容 | － |
| リスクへの対策は十分か | 十分である ＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れている  <br> 3）課題が残されている $\quad$ 2）十分である |
| 特定個人情報ファイルの取扱し | いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |

5．特定個人情報の提供－移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通した提供を除く。）
［ ］提供•移䎐しない

| 特定個人情報の提供•移転 の記録 | ［ 記録を残している | ］ | ＜選択肢＞ <br> 1）記録を残している | 2）記録を残していない |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 具体的な方法 | 番号法第十九条第八号，同施行令第二十三条 及び 第二十九条に則以，特定個人情報の提供を受 ける者の名称，特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目，その他主務省令で定める事項を記録して，7年間保管する。 |  |  |  |
| 特定個人情報の提供•移転 に関するルール | ［ 定めている |  | ＜選択肢＞ <br> 1）定めている | 2）定めていない |
| ルールの内容及び ルール遵守の確認方 | －電子情報を外部へ持ち出す場合は，「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により，情報 セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て，許可を得なければならない。 <br> - 特定個人情報の提供•移転の対象は，番号法令で認められたもののみとする。 <br> - 提供•移転の際には，政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号，同法施行令第二十三条及び同法施行規則（内閣府令•総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等，安全性を磼保する。 <br> 番号法第十九条第八号，同施行令第二十三条 及び 第二十九条に則り，特定個人情報の提供を受ける者の名称，特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目，その他主務省令で定める事項を記録して，7年間保管する。 |  |  |  |
| その他の措置の内容 | － |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か | ［＋分である | ］ | 〈選択肢〉 <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている | 2）十分である |
| リスク2：不適切な方法で提供•移転が行われるリスク |  |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容 | 特定個人情報を提供•移転する場合には，政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号，同法施行令第二十三条 及び 同法施行規則（内閣府令•総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステ ムを利用する等，安全性を確保する。 |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か | ［＋分である | ］ | ＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている | 2）十分である |
| リスク3：誤った情報を提供•移転してしまうリスク，誤った相手に提供•移転してしまうリスク |  |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容 | 外部に個人情報を提供する場合には必ず上長の承認を受けることとし，提供に係るリスクに備える。 |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か | ［＋分である | ］ | 〈選択肢〉 <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている | 2）十分である |


| リスクに対する措置の内容 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 特定個人情報の入手は，番号法令の規定の範囲内で認められたもののみとする。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合，情報照会の記録を保持する。 <br> ＜中間サ一バー・ソフトウェアにおける措置＞ <br> （1）情報照会機能（※1）により，情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には，情報提供許 <br> 可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求 め，情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することにな る。つまり，番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており，目的外提供やセ キュリティリスクに対応している。 <br> （2）中間サーバーの職員認証•権限管理機能（※3）では，ログイン時の職員認証の他に，ログイン・ロ グアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため，不適切な接続端末の操作や，不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <br> （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 <br> （※2）番号法別表第 2 及び第 19 条第 14 号に基づき，事務手続きごとに情報照会者，情報提供者，照会•提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 <br> （※3）中間サ一バーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 |
| :---: | :---: |
| リスクへの対策は十分か | ［ 分である l選択肢 <br> 1） <br> 3）特にカを入れている 2）十分である |
| リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク |  |
| リスクに対する措置の内容 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 特定個人情報を入手する場合には，総務大臣が設置•管理する情報提供ネットワークシステムを使用するため，安全性が担保されている。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。 ＜中間サ一バー・ソフトウェアにおける措置＞ <br> 中間サーバーは，特定個人情報保護委員会との協議を経て，総務大臣が設置•管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため，安全性が担保されている。 <br> ＜中間サ—バー・プラットフォ一ムにおける措置＞ <br> （1）中間サ一バーと既存システム，情報提供ネットワークシステムとの間は，高度なセキュリティを維持 した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより，安全性を確保してい る。 <br> （2）中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し，団体ごとに通信回線を分離するとともに，通信を暗号化することで安全性を確保している。 |
| リスクへの対策は十分か | ［分である $]$  <br> 1）選択㭙に力を <br> 3）課題が残されてれている 2）＋分である |
| リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク |  |
| リスクに対する措置の内容 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について，税務システム内の情報と突合を行い，正確性の確認を行う。 <br> ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ <br> 中間サーバーは，特定個人情報保護委員会との協議を経て，総務大臣が設置•管理する情報提供 ネットワークシステムを使用して，情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため，正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されてい る。 |
| リスクへの対策は十分か | 十分である ］ 選択肢 <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている 2）＋分である |



情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

```
<中間サ一バー•ソフトウェアにおける措置>
```

（1）中間サーバーの職員認証•権限管理機能では，ログイン時の職員認証の他に，ログイン・ログアウトを実施した職員，時刻，操作内容の記録が実施されるため，不適切な接続端末の操作や，不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
（2）情報連携においてのみ，情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており，不正な名寄せが行われるリスク に対応している。
〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉
（1）中間サーバーと既存システム，情報提供ネットワークシステムとの間は，高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク （総合行政ネットワーク等）を利用することにより，安全性を確保している。
（2）中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し，団体ごとに通信回線を分離するとともに，通信を暗号化することで安全性を確保している。
（3）中間サーバー・プラットフォームでは，特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御） しており，中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
（4）特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで，中間サーバー・プラットフォームの保守•運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

| 7．特定個人情報の保管•消去 |  |
| :---: | :---: |
| リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失•毀損リスク |  |
| （1）NISC政府機関統一基準群 | 政府機関ではない $\quad$＜選択肢 <br> 1） <br> 特に力を入れて遵守している <br>  <br> $3)+$ 十分に遵守していない 2）十分に遵守している <br>   4）政府機関ではない |
| （2）安全管理体制 | ＋分に整備している <br> ＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れて整備している <br> 2）十分に整備している <br> 3）十分に整備していない |
| （3）安全管理規程 | 十分に整備している $\quad \begin{array}{lll}\text {＜選択肢 } \\ \text { 1）特に力を入れて整備している } & 2) \text { 十分に整備している }\end{array}$ <br> 3）十分に整備していない |
| （4）安全管理体制•規程の職員への周知 | 十分に周知している $\quad$ ］ $\begin{aligned} & \text {＜選択肢 } \\ & \text { 1）特に力を入れて周知している } \\ & \text { 2）十分に周知している }\end{aligned}$ <br> 3）十分に周知していない |
| （5）物理的対策 | $\left[\begin{array}{llll}\text { 十分に行っている }\end{array} \quad \begin{array}{l}\text {＜選択肢＞} \\ \text { 1）特に力を入れて行っている } \\ \text { 3）十分に行っていない }\end{array} \quad\right.$ 2）十分に行っている |
| 具体的な対策の内容 | ＜税務システムにおける措置〉 <br> （1）サーバ等設置施設における生体認証による入退場制限 及び 監視カメラによる入退室の監視。 <br> （2）停電によるデータの消失を防ぐため，サーバ等設置施設に無停電電源装置等を付設。 <br> （3）火災によるデータの消失を防ぐため，サーバ等設置施設に消火設備を完備。 <br> （4）地震によるデータの破損を防ぐため，免震ビル構造を備えた施設内にサ一バ等を設置。 <br> （5）パソコン，紙媒体等の盗難を防ぐため，職員不在時には執務室内を施錠して管理。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え，ICカード等に よる入退室管理を行い，その入退室の事跡を記録している。また，使用するネットワークは機密性，安全性及び信頼性を備えている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > , <br> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し，設置場所への入退室者管理，有人監視及び施錠管理をすることとしている。また，設置場所はデータセンター内の専用の領域とし，他テ ナントとの混在によるリスクを回避する。 |
| （6）技術的対策 |  |
| 具体的な対策の内容 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策 及び ファイアウォールによる不正アクセス対策 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 団体内統合宛名システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は，速やかに修正プログラムを適用する。 <br> ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 <br> （1）中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネッ トワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し，アクセス制限，侵入検知及び侵入防止 を行うとともに，ログの解析を行う。 <br> （2）中間サーバー・プラットフォームでは，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行 う。 <br> （3）導入しているOS及びミドルウェアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 |
| （7）バックアップ | 十分に行っている 〕＜選択肢 <br> 1） <br> 3）特にカを入れて分に行ってていない$\quad$ 2）十分に行っている |
| （8）事故発生時手順の策定• 周知 | 十分に行っている ］＜選択肢〉 <br> 1）特にカを入れて行っている <br> 2）十分に行っている <br> 3）十分に行っていない |
| 9過去3年以内に，評価実 <br> 施機関において，個人情報に <br> 関する重大事故が発生したか |  |
| その内容 | 委託先事業者がイベント等の開催情報のメール配信希望者に氏名及びメールアドレス（461名分） を表示した状態でメールを送信した。 |
| 再発防止策の内容 | 全所属長に対して，委託先への監督の徹底，所属職員及び関係団体（委託先を含む。）の全職員へB cc 機能の利用，送信前の複数でのチェック等の措置を講じるよう周知徹底を通知した。 <br> また，平成25年1月からは，庁外の複数の宛先へのメール送信については，Bccを利用しなければ送信不能とする技術的安全管理措置を講じた。 |


| （10）死者の個人番号 | ［ 保管している |  | ＜選択肢＞ <br> 1）保管している | 2）保管してい |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 具体的な保管方法 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 死者の個人番号は，生存者の個人番号と分けて管理しないため，生存者の個人番号と同様の方法 により安全管理措置を行う。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 団体内統合宛名システムでは死者の個人番号も生存者の個人番号と同様の方法により保管する。 |  |  |  |
| その他の措置の内容 | － |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か | ［＋分である |  | ＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている | 2）十分である |
| リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク |  |  |  |  |
| リスクに対する措置の内容 | ＜税務システムにおける措置＞ <br> 随時更新が行われている基本 4 情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い，税務システムに保持する情報を最新のものに更新する。 <br> ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ <br> 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は，住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメン テナンスを行う。 |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か | ［＋分である | ］ | ＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れている <br> 3）課題が残されている | 2）十分である |
| リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク |  |  |  |  |
| 消去手順 | ［ 定めている | ］ | ＜選択肢＞ <br> 1）定めている | 2）定めていない |
| 手順の内容 | 保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は，紙媒体については，シュレッダーによる裁断，焼却，溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については，復元及び判読が不可能となる方法により消去する。 |  |  |  |
| その他の措置の内容 |  |  |  |  |
| リスクへの対策は十分か | ［＋分である | ］ | ＜選択肢＞ <br> 1）特にカを入れている <br> 3）課題が残されている | 2）十分である |
| 特定個人情報の保管•消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |  |  |  |  |
| サーバ，端末機器（パソコン），記憶媒体等の廃市，保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い，特定個人情報を消去する際には，情報を復元できないよう処理を行う。 |  |  |  |  |

## 項目一覧

## I 基本情報

（別添1）事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策

V 開示請求，問合せ

## VI 評価実施手続

（別添3）変更箇所

| 1．監査 |  |
| :---: | :---: |
| （1）自己点検 | $\left[\begin{array}{lll}\text { 十分に行っている } \quad \text { 選択肢 }> \\ \text { 1）特にカを入れて行っている } \\ \text { 3）}+ \text { 分に行っていない }\end{array} \quad\right.$ 分に行っている |
| 具体的なチェック方法 | 〈税務システムにおける措置〉 <br> 本評価書の記載内容に沿った運用がされているか，年1回担当部署内で自己点検を実施。 <br> ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ <br> 運用規則等に基づき，中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，定期的に自己点検を実施することとしている。 |
| （2）監査 ${ }^{\text {a }}$（ ${ }^{\text {具体的な内容 }}$ | ［ 十分に行っている ］＜選択肢＞ <br> 1）特に力を入れて行っている <br> 3）＋分に行っていない$\quad$ 2）＋分に行っている |
|  | ＜税務システムにおける措置〉 <br> 評価書に記載されたとおりに運用がされているかどうか，評価の実施を担当する部署とは異なる部署が，定期又は随時に，監査を行う。 <br> ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ <br> 運用規則等に基づき，中間サーバー・プラットフォームについて，定期的に監査を行うこととしている。 |
| 2．従業者に対する教育•䁈発 |  |
| 従業者に対する教育•啓発 | $\left[\begin{array}{lll}\text { 十分に行っている } \quad \text { — } & \begin{array}{l}\text { 選択肢 }> \\ \text { 1）特にカを入れて行っている } \\ \text { 3）}+ \text { 分に行っていない }\end{array} & \text {＋分に行っている }\end{array}\right.$ |
| 具体的な方法 | ＜税務システムにおける措置〉 <br> （1）職員及び事業所内派遣者に対しては，個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。 <br> ②外部委託業者に対しては，契約を締結する際，個人情報取扱特記事項として，個人情報に係る秘密の保持，収集の制限，安全措置の確保，作業場所の特定，利用及び提供の制限，複写又は複製の禁止，再委託の禁止，事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。 （3）違反を行った者に対しては，都度指導の上，違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <br> ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ <br> （1）中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティ研修等を実施することとしている。 <br> （2）中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととして いる。 |
| 3．その他のリスク対策 |  |

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高しベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテ ラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用•監視を実現する。

## V 開示請求，問合せ



| （1）請求先 | 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 <br> 〒812－8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号電話番号 092－643－3104 |
| :---: | :---: |
| （2）請求方法 | 指定様式（公文書開示請求書）による窓口受付，郵送，ファクシミリ，電子申請の方法による。 |
| 特記事項 | 福岡県では情報公開条例を制定し，公文書の開示請求があったとき，実施機関は，非開示情報が記録きれている場合を除き，公文書を開示しなければならない。 |
| （3）手数料等 |  |
| （4）個人情報ファイル簿の公表 |  |
| 個人情報ファイル名 | － |
| 公表場所 | 福岡県ホームページに掲載。 <br> http：／／www．pref．fukuoka．lg．jp／contents／kojin－joho－torokubo－file23．html県民情報センター他県内4力所の県民情報コ一ナーに配架。 |
| （5）法令による特別の手続 | － |
| （6）個人情報ファイル簿への不記載等 | － |
| 2．特定個人情報ファイルの取扱いに開する問合せ |  |
| （1）連絡先 | 福岡県総務部税務課管理係 <br> 〒812－8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号電話番号 092－643－3062 |
| （2）対応方法 | 苦情受付時に苦情処理に係る受付票を作成し，苦情に対する対応について記録を残す。 |

## VI 評価実施手続

| 1．基碄項目評侕 |  |
| :---: | :---: |
| （1）実施日 | 平成26年12月12日 |
| （2）しきい値判断結果 | ［ <br> 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる <br> ＜選択肢＞ <br> 1）基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる <br> 2）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） <br> 3）基整項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施） <br> 4）特定個人情報保謢評価の実施が義務付けられない（任意に全項目評価を実施） |
| 2．国民•住民等からの意見の聴取 |  |
| （1）${ }^{\text {法 }}$ | 県のホームページへの揭載 及び 評価担当部署への備付けにより全項目評価書の公示を行い，電子 メール 及び 書面にて意見を受け付ける。 |
| （2）実施日•期間 | 平成26年12月25日～平成27年1月23日 の30日間 |
| （3）期間を短縮する特段の理由 | － |
| （4）主な意見の内容 | 県民等からの意見の聴取後に記載 |
| （5）評価書への反映 | 県民等からの意見の聴取後に記載 |
| 3．第三者点検 |  |
| （1）実施日 | 県民等からの意見の聴取後に記載 |
| （2）方法 | 福岡県個人情報保謢条例（平成16年福岡県条例第57号）第51条第2項第3号に基づく，福岡県個人情報保護褰議会への諮問の方法による。 |
| （3）結果 | 第三者点検後に記載 |
| 4．特定個人情報保護委員会の承認【行政機開等のみ】 |  |
| （1）提出日 | － |
| （2）特定個人情報保護委員会 による審査 | － |

（別添3）変更䉡所
 an
雨


| KB番号リンクファイル | 個人番号•法人番号 | 困体統合宛名番号 | 納税者番号 | 磿連番 | 漢字氏名 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | かな氏名 | 組織区分 | 前後区分 | 住所 | 性別 |
|  | 生年月日 | 前個人番号•法人番号 | 後個人番号•法人番号 | 個人法人等区分 | 履歴連番（新） |
|  | 履棫運番（旧） | 更新者 | 更新理由コード | 登録日 | 更新日 |
|  | 更新時間 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KB納税者管理マスター 34 | ｜納税者番号 | 履歴連番 | 氏名（漢字） | 氏名（カナ） | 補記区分 |
|  | 組織区分 | 前後区分 | 代表者名 | 代表者区分 | 住所コード |
|  | 番地 | 方書 | 郵便番号 | 個人法人等区分 | 関連番号 |
|  | 性別 | 生年月日 | 電話番号 1 | 電話番号 2 | 状態区分 |
|  | 状態区分設定日 | 注意コード | 備考 | 送付先区分 | 漢字氏名（左詰め） |
|  | 力ナ氏名（左詰め） | 住所（左詰め） | 履歴運番（新） | 履歴連番（旧） | 更新者 |
|  | 更新理由コード | 登録旦 | 更新囧 | 更新時間 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| $\begin{gathered} \hline \text { KB納税者検素マスター } \\ \hline \end{gathered}$ | マスター区分 | カナ氏名 | 漢字氏名 | 住所 | ｜納税者番号 |
|  | 履歴連番 | 送付先区分 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KBロ座振替管理マスター14 | 振替区分 | 納税者番号 | ｜税目コード | ｜課税番号 | 区別情報 |
|  | 金融機関コード | 店舗コード | 口座種別 | 口座番号 | 口座名義人 |
|  | 口座振替開始日 | 口座振替終了日 | 口座振替依頼日 | 更新旦 |  |
| KB 連帯納税義務管理マスター7 | 運帯納税者番号 | 連帯納税舟務者連番 | ｜納税者番号 | 納税義務有無区分 | 納付書送付要否区分 |
|  | 更新日 | 更新時間 |  |  |  |
| 法人サブシステム | （5ファイル…354項目） |  |  |  |  |
| KE法人基本登録マスタ 65 | 法人番号 | 経穠適用日 | 管䡛県税コード | 税務署コード | 法源番号 |
|  | 納税者番号 | 納管屋歴番号 | 登録状熊 | 状態適用日 | 法人区分 |
|  | 課税種放 | 分割区分 | 分割種別 | 非課税区分1 | 非課税区分2 |
|  | 自主決定区分 | 資本金額 | 資本積立金額 | 決算月日 1 | 決算月日 2 |
|  | 延長月数（県民税） | 延長月数（事業税） | 延長理由 | 災害延長期限 | 業種コード |
|  | 業種羘細情報 | 指定法人サイン | 納税管理人等使用区分 | 納税管理人等納税者番号 | 㮸付先納税者番号 |
|  | 関与税理士納税者番号 | 連結教会社の納税者番号 | 備考 | 法人設立日 | 設置日 |
|  | 届出受付日 | 詸税免除区分 | 䊬税免除有効日 | 退軾確定区分 | 末登錳捕提法人区分 |
|  | 課税ファイル注意フラグ1 | 課税ファイル注意フラグ2 | 課税ファイル注意フラグ3 | 課税ファイル注意フラグ 4 | 課税ファイル注意フラグ5 |
|  | 課税ファイル注意フラグ6 | 課税ファイル注意フラグ7 | 課税ファイル注意フラグ8 | 課税ファイル注意フラグ9 | 課税ファイル注意フラグ10 |
|  | 躶税ファイル注意フラグ11 | 課税ファイル注意フラグ12 | 課税フアイル注意フラグ13 | 課税ファイル注意フラグ14 | 課税ファイル注意フラグ15 |
|  | 開始日 | 特定信託区分 | 更新処理区分 | 連結区分 | 電子申告区分 |
|  | 納税者 ID | 認証旦 | 取消旦 | 登録旦 | 更新且 |
|  |  |  |  |  |  |
| KE基本登録更新メモファイル 22 | 法人番号 | 経產適用日 | 管䡛県税コード | 入力画面等区分 | ｜納税者番号 |
|  | 事業年度開始日 | 事業年度終了日 | 課税連番 | 国税処理区分 | 課税区分 |
|  | 法人名フラグ | 住所フラグ | 電話番号フラグ | 代表者等フラグ | 税理士フラグ |
|  | 還付先銀行フラグ | 自決区分フラグ | 業種フラグ | 支店フラグ | その他フラグ |
|  | 登録日 | 更新日 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KE課税インターフェースF8 | 1納税者番号 | 履歴番号 | 法人番号 | 使用区分 | 経㶪適用旦 |
|  | 管鍾県税コード | 登録日 | 更新且 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KE調定インターフェース管理F107 | ｜税目 | 法人番号 | 実績年月 | 調定連番 | 課税年度 |
|  | 税目（課税） | 法人番号（課税） | 事業年度開始日 | 対応課税運番 | 対応訂正連番 |
|  | 対応加算金連番 | 対応取消区分 | 処理区分 | 調定キー税自 | 調定キー法人番号 |
|  | 調定キー事業実績 | 調定キー調定連番 | 調定キ一課税年度 | 課税側課税年度 | 納税者番号 |
|  | 課税事務所 | 収納事菏所 | 噦入年度 | 現滞区分 | 調定事由 |
|  | 課税区分 | 変更すべき事由 | 変更すべき課税区分 | 本税の調定連番 | 本来の納期限 |
|  | 納期限 | 調定日 | 碔課決議日 | 通知書発付日 | 増減調定適用日 |
|  | 増減調定延滞金適用日 | 申告日 | 申請日収受日 | 更正請求日 | 税務署処理旦 |
|  | 事業年度終了日 | 申告書提出日 | 重加算金対応率 | 監査申告期限延長 | 外形区分 |
|  | 利子割不徽収終期 | 還付加算金過哭納事由 | 還付加算金過置納発生日 | 還付加算金始期日 | 還付加算金除算始期 |
|  | 還付加算金除算終期 | 変更前本税 | 変更前本税（法人税割） | 変更前本税（均等割） | 変更前本税（所得割） |
|  | 変更前本税（付加価値割） | 変更前本税（資本割） | 変更前本税（収入割） | 変更前本税（特別税） | 変更前過少申告加算金 |
|  | 変更前不申告加算金 | 変更前重加算金 | 変更後本税 | 変更後本税（法人税割） | 変更後本税（均等割） |
|  | 変更後本税（所得割） | 変更後本税（付加価値割） | 変更後本税（資本割） | 変更後本税（収入割） | 変更後本税（特別税） |
|  | 変更後過少申告加算金 | 変更後不申告加算金 | 変更後重加算金 | 歳出還付額 1 | 歳出還付事由 1 |
|  | 歳逆還付発生日 1 | 歳出還付加算金始期 1 | 歳出除算期間開始日 1 | 歳出除算期間終了日 1 | 歳出還付額2 |
|  | 蔵出還付事由2 | 歳出還付発生日 2 | 歲出還付加算金始期2 | 歳出除算期間開始日2 | 歳出除算期間終了日2 |
|  |  | 歳出還付事由 3 | 盛出還付発生旦3 | 歳出還付加算金始期3 | 歳出除算期間開始日 3 |
|  | 歲出除算期間終了日 3 | 納付日 | 歳入日 | 納付事由 | 納付県税 |
|  | 納付額本税 | 納付額延滞金 | 納付額過少申告加算金 | 納付額不申告加算金 | 納付額重加算金 |
|  | 納付者納税者番号 | 減額先課税区分 | 減額先修正申告区分 | 当初課税区分 | 更正決定理由 |
|  | 登録日 | 更新旦 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| $\begin{gathered} \text { KEプレプリントファイル } \\ 152 \end{gathered}$ | 法人番号 | 事業年度開始日 | 課税連番 | プレプリント順コード | 管輷県税コード |
|  | 分割区分 | 延長月（県民税） | 延長月（事業税） | 申告書送付日 | 申告書整理番号 |
|  | 申告済フラグ | 事業年度終了日 | 納税者番号 | 決算月日 1 | 決算月日2 |
|  | 申告期限 | 本来の納期限 | 利子割添付フラグ | 分割添付フラグ | 納管注意コード |
|  | 指定法人サイン | 申告書送付先順コード | 送付先納税者番号 | 関与税理士納税者番号 | 納税管理人等使用区分 |
|  | 納税管理人等納税者番号 | 前期碓定事業税額 | 前期確定事業税額（所得） | 前期確定事業税額（付加） | 前期確定事業税額（資本） |
|  | 前期確定事業税額（（収入） | 前期䃛定法人税割頝 | 前期確定均等割額 | 前期碓定県民税合計頝 | 前期確定特別税額 |
|  | 是認処理日（事業税） | 是認処理区分（事業税） | 是認処理日（県民税） | 是認処理区分（県民税） | 予定申告要否 |
|  | 予定判断法人税（申告分） | 予定判断法人税（調査分） | 前事業年度申告日 | 前事業年度課税区分 | 資本金額 |
|  | 資本皘立金額 | 資本等合計額 | 前事業年度開始日 | 前事業年度終了日 | 前事業年度の法人税割額 |
|  | 法人税割換算月 | 法人税割予定申告税額 | 法人税割既納付額 | 納付法人税割額 | 均等割額年額 |
|  | 均等割月数 | 均等割額 | 均等割既納付額 | 納付県民税額 | 前事業年度の事業税額 |
|  | 前事業年度の事業皖額（所得 | 前事業年度の事業税額（付加 | 前事業年度の事業税額（資本 | 前事業年度の事業税額（収入 | 事業税換算月 |
|  | 事業税予定申告税額 | 事業税既納付額 | 納付事業皖額 | 納付事業税額（所得） | 納付事業税額（付加価値） |
|  | 納付事業皖額（資本） | 納付事業稆額（収入） | 前事業年度の特別税額 | 特別税換算月 | 特別税額 |
|  | 特別税既納付額 | 前年度使途秘匿 | 前年度規定法人税 | 前年度法人税割額 | 前年度外国法人税控除額 |
|  | 前年度仮装経理控除額（県） | 前年度利子割控除頝 | 前年度租税条約控除額（県） | 前年度納付法人税割額 | 前年度使途秘匿法人税割額 |
|  | 前年度差引法人税割頝 | 前年度税率（県民税） | 前年度所得総額 | 前年度所得1課税標準額 | 前年度所得 1 税率 |
|  | 前年度所得1 1 税額 | 前年度所得 2 課税标準額 | 前年度所得2税率 | 前年度所得 2 税額 | 前年度所得3課税標準額 |
|  | 前年度所得3税率 | 前年度所得3税額 | 前年度合計課税標準額 | 前年度合計税率 | 前年度合計税額 |
|  | 前年度軽減不適粰税标雉額 | 前年度軽減不適税率 | 前年度軽減不適积額 | 前年度付加価值線頱 | 前年度付加価值課税标準額 |
|  | 前年度付加侕值税率 | 前年度付加価值税額 | 前年度資本総額 | 前年度資本詸税標準頝 | 前年度資本税率 |
|  | 前年度資本税額 | 前年度収入金総額 | 前年度収入金課税標準額 | 前年度収入金税率 | 前年度収入金税額 |
|  | 前年度合計事業税額 | 前年度仮装経理控除頝（ 事） | 前年度租税条約控除䫫（ ${ }^{\text {a }}$（ ${ }^{\text {a }}$ ） | 前年度納付事業税頝 | 前年度特別税所得㬐税標準頝 |
|  | 前年度牲別税所得税率 | 前年度特別稆所得积額 | 前年度特別税収入課税標準頝 | 前年度特別税収入税率 | 前年度特別税収入税額 |
|  | 前年度合計特別税額 | 前年度仮装経理控除額（特） | 前年度租税条約控除額（特） | 前年度納付特別税額 | 調定連番 |
|  | 前事業年度調定旦 | 法人区分 | 調定年月 | 前事業年度申告無しフラグ | 当年度所得 1 税率 |
|  | 当年度所得2税率 | 当年度所得 3 税率 | 当年度軽減不適税率 | 当年度付加価值税率 | 当年度資本税率 |
|  | 当年度収入金税率 | 当年度特別税所得积率 | 当年度特別税収入税率 | 申告催告期限 | 申告催告書出カ斎フラグ |
|  | 連結区分 | 外形区分 | 非課税区分1 | 非課税区分2 | 電子申告区分 |
|  | 登録日 | 更新旦 |  |  |  |


| KH 基本マスタ23 | 特別徵収義務者番号 | 履歴連番 | 訂正連番 | 処理区分 | 特徵者納税者番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 変更後特別徵収義務者番号 | 業種コード | 営業所数 | 営業所数計上年月日 | 申告者納税者番号 |
|  | 管轄県税コード | 税務署コード | 状態区分コード | 書類送付先コード | 書類送付先納税者番号 |
|  | 更新処理区分 | 更新県税事務所コード | 更新利用者コード | 初期登録日 | 変更登録日 |
|  | 登録日 | 更新日 | 備考 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KH 交付金データファイル25 | 交付金•報渞金•補助金種別 | 対象番号 | 税目コード | 期別 | 特徴者納税者番号 |
|  | 施設名等納税者番号 | 指令番号 | 指令年月日 | 通知事務所コード | 通知番号 |
|  | 通知年月日 | 申請年月日 | 支払年月日 | 支払番号 | 支払方法コード |
|  | 支払金額 | 金融機関コード | 支店コード | 口座種別コード | 口座番号 |
|  | 口座名義人 | 管轄県税コード | 取扱区分 | 送付先区分 | 更新年月日 |
|  |  |  |  |  |  |
| KH 調定ファイル48 | 特別徵収義務者番号 | 実績年月 | 金融商品コード | 調定逆連番 | 課税区分 |
|  | 課税連番 | 訂正連番 | 課税年度 | 調定連番 | 本税利用区分 |
|  | 加算金利用区分 | 本税 | 過少申告加算金 | 不申告加算金 | 重加算金 |
|  | 納税者番号 | 課税事務所 | 収納事務所 | 調定事由 | 変更すべき事由 |
|  | 本税の調定連番 | 本来納入期限 | 納入期限 | 調定旦 | 賦課決議日 |
|  | 通知書発付日 | 増減調定適用日 | 延滞増減調定適用日 | 申告日 | 更正請求日 |
|  | 不徵収終期日 | 過誤納事由 | 過誫納発生日 | 還付加算金始期日 | 納付日 |
|  | 収納日 | 納付事由 | 納付県税事務所 | 納付本税額 | 納付延滞金 |
|  | 納付者納税者番号 | 送付先承継人納税者番号 | 更新県税事務所コード | 更新日 | 更新利用者コード |
|  | 更新処理区分 | 更新課税連番 | 更新訂正連番 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KH調定移動ファイル52 | 特別徵収義務者番号 | 実績年月 | 金融商品コード | 調定逆連番 | 課税連番 |
|  | 訂正連番 | 課税年度 | 調定連番 | 本税利用区分 | 加算金利用区分 |
|  | 変更前本税 | 変更前過少申告加算金 | 変更前不申告加算金 | 変更前重加算金 | 変更後本税 |
|  | 変更後過少申告加算金 | 変更後不申告加算金 | 変更後重加算金 | 納税者番号 | 課税事務所 |
|  | 収納事務所 | 調定事由 | 変更すべき事由 | 本税の調定連番 | 本来納入期限 |
|  | 納入期限 | 調定旦 | 賦課決議日 | 通知書発付日 | 壃減調定適用日 |
|  | 延滞増減調定適用旦 | 申告日 | 更正請求日 | 不徵収終期日 | 過誤納事由 |
|  | 過䜋納発生日 | 還付加算金始期日 | 納付日 | 収納日 | 納付事由 |
|  | 納付県税事務所 | 納付本税額 | 納付延滞金 | 納付者納税者番号 | 送付先承継人納税者番号 |
|  | 取消フラグ | 更新県税事務所コード | 更新旦 | 更新利用者コード | 更新処理区分 |
|  | 更新課税連番 | 更新訂正連番 |  |  |  |

個人事業税サブシステム（1ファイル…49項目）


## 不動産取得税サブシステム（9ファイル…359項目）

|  | 謎税番号 | 課税区分 | 原承区分 | 合算区分 | 諫税年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | データ受付年月日 | 決議年月日 | 通知•発布年月日 | 当初納期限 | 変更後納期限 |
|  | 納期限変更年月日 | 変更課税申請年月日 | 変更課税決議番号 | 資料番号 | 実税筆数 |
|  | 共有者数 | 物件数 | 所在地CD | 主たる物件の物件番号（土地） | 主たる物件の物件番号（建物） |
|  | 申告書提出区分 | 申告書提出年月日 | 賦課額変更事由 | 評価額 | 税率適用区分 |
|  | 挖除額1 | 控除事由1 | 控除額2 | 控除事由2 | 控除額3 |
|  | 控除事由3 | 免税点適用額 | 案分前課税標準額 | 課税標準額 | 税額 |
|  | 減額額1 | 減額事由1 | 減額額2 | 減額事由2 | 減額額3 |
|  | 減額事由3 | 滅額額4 | 減額事由4 | 最終税額 | 賦課額変更事由 |
|  | 評価額 | 税率適用区分 | 控除額1 | 控除事由1 | 控除額2 |
|  | 控除事由2 | 控除額3 | 控除事由3 | 免税点適用額 | 案分前課税標準額 |
|  | 課税標準額 | 税額 | 減額額1 | 減額事由1 | 減額額2 |
|  | 減額事由2 | 滅額額3 | 減額事由3 | 減額額4 | 減額事由4 |
|  | 最終税額 | 賦課額変更事由 | 評価額 | 税率適用区分 | 控除額1 |
|  | 控除事由1 | 控除額2 | 控除事由2 | 控除額3 | 控除事由3 |
| KK課税マスタ <br> 152 | 免税点適用額 | 案分前課税標準額 | 課税標準額 | 税額 | 滅額額1 |
|  | 減額事由1 | 減額額2 | 減額事由2 | 減額額3 | 減額事由3 |
|  | 減額額4 | 減額事由4 | 最終税額 | 建物最終税額 | 課税最終税額 |
|  | 差引増減額（訂正） | 差引増減額（実質） | 年月日（メモ1） | 対応者（メモ1） | 相手CD1（メモ1） |
|  | 相手CD2（メモ1） | 内容CD1（×モ1） | 内容CD2（メモ1） | 備考欄（メモ1） | 年月日（メモ2） |
|  | 対応者（メモ2） | 相手CD1（メモ2） | 相手CD2（メモ2） | 内容CD1（メモ2） | 内容CD2（メモ2） |
|  | 備考欄（メモ2） | 連帯納税管理番号 | 資料番号1 | 課税番号1 | 課税区分1 |
|  | 資料番号2 | 課税番号2 | 課税区分2 | 資料番号3 | 課税番号3 |
|  | 課税区分3 | 資料番号4 | 課税番号4 | 課税区分4 | 資料番号5 |
|  | 課税番号5 | 課税区分5 | 共有者合算前資料番号 | 物件合算前資料番号 | 調定対応連番 |
|  | 現最終調定連番 | 調定遡及用調定額 | 課税データ区分 | 保留フラグ（特殊原因） | 保留フラグ（農地） |
|  | 保留フラグ（価格なし） | 保留フラグ（新第マンション） | 保留フラグ（併用住宅•共同住宅） | 保留フラグ（用途非課税（地目）） | 保罳フラグ（用途非咪税（囲体•法人）） |
|  | 課税状態区分 | エラー状態区分 | 事前減額適用の有無 | 失格区分 | 納変処理の有無 |
|  | 返戻処理の有無 | 取消区分 | 調定年月日 | 過䛵納事由 | 納税通知書出力の有無 |
|  | 現過年度区分 | 歳入年度 | 床面積 | 非住宅部分面積 | 排他用更新年月日•時刻 |
|  | 入力生成年月日 | 更新年月日 |  |  |  |


| KK 共有者マスタ38 | 課税番号 | 課税区分 | 共有者番号 | 納税者番号 | 課税年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 主従区分 | 業者区分 | 取得者持分（分子） | 取得者持分（分母） | 返戻•納変事由 |
|  | 変更後納期限 | 返戻•納変処理年月日 | 通知•発布年月日 | 取得額 | 控除適用額1 |
|  | 控除適用額2 | 控除適用額3 | 免税点適用額 | 負担額 | 取得額 |
|  | 控除適用額1 | 控除適用額2 | 控除適用額3 | 免税点適用額 | 負担額 |
|  | 取得額 | 控除適用額1 | 控除適用額2 | 控除適用額3 | 免税点適用額 |
|  | 負担額 | 連帯納税義務離脱区分 | 資料番号 | 共有者合算前資料番号 | 物件合算前資料番号 |
|  | 共有者エラーフラグ | 入力生成年月日 | 更新年月日 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KK共有者異動ファイル39 | 事務所コード | 資料番号 | 課税年度 | 原始•承継区分 | 課税区分 |
|  | 共有者番号 | 納税者番号 | 主従区分 | 業者区分 | 共有者持分（分子） |
|  | 共有者持分（分母） | 返戻•納変事由 | 変更後納期限 | 返戻•納変処理年月日 | 通知•発布年月日 |
|  | 取得額 | 控除適用額1 | 控除適用額2 | 控除適用額3 | 免税点適用額 |
|  | 負担額 | 取得額 | 控除適用額1 | 控除適用額2 | 控除適用額3 |
|  | 免税点適用額 | 負担額 | 取得額 | 控除適用額1 | 控除適用額2 |
|  | 控除適用額3 | 免税点適用額 | 負担額 | 連帯納税義務離嗾区分 | 共有者合算前資料番号 |
|  | 物件合算前資料番号 | 共有者エラーフラグ | 入力生成年月日 | 更新年月日 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KK合算共有者異動ファイル40 | 事務所コード | 資料番号 | 課税年度 | 原始•承継区分 | 課税区分 |
|  | 共有者番号 | 解除 | 納税者番号 | 主従区分 | 業者区分 |
|  | 共有者持分（分子） | 共有者持分（分母） | 返戻•納変事由 | 変更後納期限 | 返戻•納変処理年月日 |
|  | 通知•発布年月日 | 取得額 | 控除適用額1 | 控除適用額2 | 控除適用額3 |
|  | 免税点適用額 | 負担額 | 取得額 | 控除適用額1 | 控除適用額2 |
|  | 控除適用額3 | 免税点適用額 | 負担額 | 取得額 | 控除適用額1 |
|  | 控除適用額2 | 控除適用額3 | 免税点適用額 | 負担額 | 連帯納税義務離脱区分 |
|  | 共有者合算前資料番号 | 物件合算前資料番号 | 共有者有無 | 入力生成年月日 | 更新年月日 |
|  |  |  |  |  |  |
| KK合算登記義務者異動ファイル | 事務所コード | 資料番号 | 課税年度 | 法務局受付番号 | 義務者番号 |
|  | 解除 | 納税者番号 | 主従区分 | 業者区分 | 義務者数他 |
|  | 共有者合算前資料番号 | 物件合算前資料番号 | 美務者エラーフラグ | 入力生成年月日 | 更新年月日 |


| KK登記義務者マスタ$14$ | 槹税番号 | 法務局受付番号 | 義務者番号 | 納税者番号 | 課税年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 主従区分 | 業者区分 | 義務者数他 | 資料番号 | 共有者合算前資料番号 |
|  | 物件合算前資料番号 | 義務者エラーフラグ | 入力生成年月日 | 更新年月日 |  |
| KK登記義務者異動ファイル | 事務所コード | 資料番号 | 課税年度 | 法務局受付番号 | 義務者番号 |
|  | 納税者番号 | 主従区分 | 業者区分 | 義務者数他 | 共有者合算前資料番号 |
|  | 物件合算前資料番号 | 義務者エラーフラグ | 入力生成年月日 | 更新年月日 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KK統計ファイル0835 | レコード区分 | 帳票区分 | 作成事務所 | 事務所区分 | 個人法人区分 |
|  | 納税者番号 | 漢字氏名 | 事由CD | 事由名称 | 都道府県CD |
|  | 市町村CD | 大字•通称CD | 字•丁目CD | 都道府県名 | 市町村名 |
|  | 大字名 | 小字名 | 地番 | 課税番曋 | 取得年月日 |
|  | 登記年月日 | 家屋種類 | 家屋種類名 | 取得区分CD | 取得区分名 |
|  | 連帯区分 | 家屋面積 | 土地面積 | 合計面積 | 家屋評価額 |
|  | 土地評価額 | 合計評価額 | 住宅特例控除額 | 宅地減額（本法） | 宅地減額（附則） |
|  |  |  |  |  |  |
| KK被収用物件マスタ12 | 登録番号 | 物件所在地CD | 物件所在地名称 | 地番 | 納税者番号 |
|  | 収用年月日 | 限度額 | 控除額 | 差引額 | 排他用更新年月日•時刻 |
|  | 入力生成年月日 | 更新年月日 |  |  |  |
| 自動車ニ税サブシステム | （20ファイル…906項目） |  |  |  |  |
| KL課税インターフェースF 5 | 1納税義務者納税者番号 | 納税者番号区分 | ｜該当フアイルキー | 連番 | 余白 |
| KL課税照会異動データ17 | 登録番号 | 納税者番号•納税義務者 | 納税者番号•所有者 | 納税者番号•使用者 | 異動年月日 |
|  | 異動事由コード | 異動内容 |  |  |  |
| KL基本納税者ファイル 5 |  |  |  |  |  |
|  | 登録番号 | 所有者納税者番号 | 使用者納税者番号 | 送付先納税者番号 | 余白 |
|  |  |  |  |  |  |
| KL月次基本ファイル 104 | 登録番号 | 連番 | 1納税者番号•納税義務者 | 車台番号下4桁 | 車台番号 |
|  | 車検有効年月日 | 初度登録年月 | 用途コード | 型式指定番号 | 類別区分番号 |
|  | 形状コード | 定員区分 | 定員1 | 定員2 | 排気種別 |
|  | 排気量 | 積載量1 | 積載量2 | 車輌重量 | 車両総重量1 |
|  | 車両総重量2 | 車䡛長さ | 車輛幅 | 車䡛高さ | 鴙料コード |
|  | 塗色コード | 排ガス適合コード | 型式 | 所有者コード | 所有者コード（使用者欄） |
|  | 使用の本拠具体名漢字 | 住所コード（本拠地） | 番号•棟番号•番地等（本拠地） | メーカーコード | 車名 |
|  | 車名コード | 納税者番号•使用者 | 納税者番号•所有者 | 納税者番号•送付先 | 納税通知書送付先区分 |
|  | 状態コード | 状態適用年月日 | 状態処理年月 | 注意コード | 下取会社コード |
|  | 下取年月日 | 税率 | 年税額 | 管轄県税コード | 登録事由コード |
|  | 登録年月日 | 異動事由コード | 異動年月日 | 前基本レコード有無 | 後基本レコード有無 |
|  | 更新前登録番号 | 更新前車台番号下4桁 | 更新前登録番号変更年月日 | 取引銀行（収納） | 名義人氏名（収納） |
|  | 取引銀行名（収納） | 取引店舗名（収納） | 作成区分（収納） | 仕向銀行（還付） | 名義人氏名（還付） |
|  | 仕向銀行名（還付） | 仕向店舗名（還付） | 作成区分（還付） | 課税年度 | 納期限 |
|  | 滞納 | 納税義務者氏名（漢字） | 納税義務者氏名（カナ） | 住所コード（納税義務者） | 住所（納税義務者） |
|  | 賏便番号（納税義務者） | 補記コード（納税義務者） | 法人コード（納税義務者） | 使用者氏名（漢字） | 使用者氏名（カナ） |
|  | 住所コード（使用者） | 住所（使用者） | 涶便番号（使用者） | 補記コード（使用者） | 法人コード（使用者） |
|  | 所有者氏名（漢字） | 所有者氏名（カナ） | 住所コード（所有者） | 住所（所有者） | 䧿便番号（所有者） |
|  | 補記コード（所有者） | 法人コード（所有者） | 送付先名（漢字） | 送付先名（カナ） | 住所コード（送付先） |
|  | 住所（送付先） | 郵便番号（送付先） | 補記コード（送付先） | 法人コード（送付先） | 県内外区分 |
|  | グリーン化税制軽加重課区分 | バス | 更新日 | 更新時刻 |  |
| $\begin{gathered} \text { KMグルーブ登録管理ファイル } \\ \hline \end{gathered}$ |  |  |  |  |  |
|  | 納税者番号•申請者 | 管輅県税コード | グループコード | 申請区分 | 決議区分 |
|  | 更新日 | 更新時刻 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KM異動修正ファイル88 | 処理年月日 | 処理時間 | 買動連番 | 修正前後 | オンライン・分配区分 |
|  | 登録番号 | 連番 | 納税者番号•納税義務者 | 車台番号下4桁 | 車台番号 |
|  | 業務種別コード | 申請年月日 | 車検有効年月日 | 初度登録年月 | 用途コード |
|  | 型式指定番号 | 類別区分番号 | 形状コード | 定員区分 | 定員1 |
|  | 定員2 | 排気種別 | 排気量 | 積載量1 | 積載量2 |
|  | 車輌重量 | 車両総重量1 | 車両総重量2 | 車䡛長さ | 車輛幅 |
|  | 車䡛高さ | 燃料コード | 乷色コード | 排ガス適合コード | 型式コート゚ |
|  | 型式 | 原動機識別コード | 原動機型式 | 所有者コード | 所有者コード（使用者欄） |
|  | 使用の本桁具体名漢字 | 使用の本拠（LASDEC） | 使用の本拠（LASDEC）番地等 | メーカーコード | 車名 |
|  | 車名コード | 納税者番号•使用者 | 納税者番号•所有者 | 納税者番号•送付先 | 納税通知書送付先区分 |
|  | 状態コード | 状態適用年月日 | 状態処理年月 | 注意コード | 下取会社コート゚ |
|  | 下取年月日 | 特種コード | 税率コード | 年税額 | 県税コード |
|  | 登録事由コード | 登録年月日 | 異動事由コード | 異動年月日 | 前基本レコード有無 |
|  | 後基本レコード有無 | 変更前登録番号 | 変更前車台番号下4桁 | 変更前登録年月日 | 変更前登録番号変更年月日 |
|  | 変更後登録番号 | 変更後車台番号下4桁 | 変更後登録年月日 | 変更後登録番号変更年月日 | 分配処理日 |
|  | 修正処理旦 | 最終履歴連番 | 所有形態 | グリーン化税制軽課重課区分 | 改造車前類別区分番号 |
|  | 抵当権 | 低燃費車 | ハイブリッド車 | 更新日 | 更新時刻 |
|  | 余白基本 | 最古登録番号 | 余白 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KM—括課税保留ファイル29 | 最新登録番号 | 碔課年度 | 課税連番 | 課税年度 | 倸税時登録番号 |
|  | 課税納税義務者納税者番号 | 収納県税コード | 決議年月日 | 状態コード | 状態適用年月日 |
|  | 課税変更事由 | 課税適用年月日 | 申請年月日 | 税率 | 変更後の課税月数 |
|  | 変更前課税額 | 変更後課税額 | 課税増差額 | 変更前調定額 | 変更後調定額 |
|  | 末納額 | 年税額 | 納期限 | 調定上未納額 | 除外フラグ |
|  | 車検有効年月日 | 納税者番号•送付先 | 更新日 | 更新時刻 |  |


| KM基本マスタ 81 | 登録番号 | 運番 | 納税者番号•納税義務者 | 車台番号下4桁 | 車台番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 業務種別コード | 申請年月日 | 車検有効年月日 | 初度登録年月 | 用途コード |
|  | 型式指定番号 | 類別区分番号 | 形状コード | 定員区分 | 定員1 |
|  | 定員2 | 排気種別 | 排気量 | 積載量1 | 積載量2 |
|  | 車輌重量 | 車両総重量1 | 車両総重量2 | 車䡛長さ | 車䡛幅 |
|  | 車䡛高き | 燃料コード | 乷色コード | 排ガス適合コード | 型式コード |
|  | 型式 | 原動機識別コード | 原動機型式 | 所有者コード | 所有者コード（使用者欄） |
|  | 使用の本拠具体名漢字 | 使用の本拠（LASDEC） | 使用の本拠（LASDEC）番地等 | メーカーコード | 車名 |
|  | 車名コード | 納税者番号•使用者 | 納税者番号•所有者 | 納税者番号•送付先 | 納税通知書送付先区分 |
|  | 状態コード | 状態適用年月日 | 状態処理年月 | 注意コード | 下取会社コード |
|  | 下取年月日 | 特種コード | 税率コード | 年税額 | 県税コード |
|  | 登録事由コード | 登録年月日 | 異動事由コード | 異動年月日 | 前基本レコード有無 |
|  | 後基本レコード有無 | 変更前登録番号 | 変更前車台番号下4桁 | 変更前登録年月日 | 変更前登録番号変更年月日 |
|  | 変更後登録番号 | 変更後車台番号下4桁 | 変更後登録年月日 | 変更後登録番号変更年月日 | 分配処理目 |
|  | 修正処理旦 | 最終履歴連番 | 所有形態 | グリーン化税制軽課重課区分 | 改造車前類別区分番号 |
|  | 抵当権 | 低燃費車 | ハイブリッド車 | 更新日 | 更新時刻 |
|  | 余白 |  |  |  |  |


| KM減免管理マスタ39 | 最古登録番号 | 連番 | 生年月日 | 手帳種類コード1 | 手帳交付都道府県コード1 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 手帳番号1 | 障害コード1 | 等級コード1 | 手帳交付年月日1 | 再交付 |
|  | 確認日1 | 運転者氏名 | 使用目的コード | 当初登録番号 | 車台番号下4桁 |
|  | 登録年月日 | 登録事由コード | 異動年月日 | 異動事由コード | 税率 |
|  | 申請年月日 | 納税者番号•身体障害者 | 納税者番号•納税義務者 | 納税者番号•所有者 | 所有者の続柄 |
|  | 納税者番号•使用者 | 使用者の続柄 | 連絡先相手コード | 送付先コード | 納税者番号•送付先 |
|  | 県税コード | 減免継続区分 | 減免継続異動年月日 | 継続隇免照会書状態区分 | 最終履歴連番 |
|  | 補記 | 更新日 | 更新時刻 | 余白 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KM減免継続管理ファイル 18 | 管轄県税コード | ｜通知書連番 | 納税者番号•納税義務者 | 納税者番号•身障者 | 納税者番号•送付先 |
|  | 通知年月日 | 最新登録番号 | 最古登録番号 | 車台番号下4桁 | 減免継続区分 |
|  | 減免異動年月日 | 継続隇免照会書状態区分 | 入力年月日 | 減免はがき審査区分 | 審査年月日 |
|  | 更新日 | 更新時刻 | 余白 |  |  |


| KM商品中古車情報ファイル 16 | 1納税者番号•申請者 | 登録番号 | 車台番号下4桁 | グルーブコード | 管轄県税コード |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 提出年月日 | 決議区分 | 更新済区分 | 警告区分 | 税率 |
|  | 年税額 | 減額々 | 納付状況 | 更新日 | 更新時刻 |
|  | 余白 |  |  |  |  |


| KM新年度課税ファイル104 | 登録番号 | 連番 | 納税者番号•納税義務者 | 車台番号下4桁 | 車台番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 車検有効年月日 | 初度登録年月 | 用途コード | 型式指定番号 | 類別区分番号 |
|  | 形状コード | 定員区分 | 定員1 | 定員2 | 排気種別 |
|  | 排気量 | 積載量1 | 積載量2 | 車輌重量 | 車両総重量1 |
|  | 車両総重量2 | 車軣長さ | 車軜幅 | 車䡛高さ | 燃料コード |
|  | 乷色コード | 排ガス適合コート゚ | 型式 | 所有者コード | 所有者コード（使用者欄） |
|  | 使用の本拠具体名漢字 | 住所コード（本拠地） | 番号•棟番号•番地等（本拠地） | メーカーコード | 車名 |
|  | 車名コード | 納税者番号•使用者 | 納税者番号•所有者 | 納税者番号•送付先 | 納税通知書送付先区分 |
|  | 状態コード | 状態適用年月日 | 状態処理年月 | 注意コード | 下取会社コード |
|  | 下取年月日 | 税率 | 年税額 | 管轄県税コード | 登録事由コード |
|  | 登録年月日 | 異動事由コード | 異動年月日 | 前基本レコード有無 | 後基本レコード有無 |
|  | 更新前登録番号 | 更新前車台番号下4桁 | 更新前登録番号変更年月日 | 取引銀行（収納） | 名義人氏名（収納） |
|  | 取引銀行名（収納） | 取引店舗名（収納） | 作成区分（収納） | 仕向銀行（還付） | 名義人氏名（還付） |
|  | 仕向銀行名（還付） | 仕向店舗名（還付） | 作成区分（還付） | 課税年度 | 納期限 |
|  | 滞納 | 納税義務者氏名（漢字） | 納税義務者氏名（カナ） | 住所コード（納税義務者） | 住所（納税義務者） |
|  | 郵便番号（納税義務者） | 補記コード（納税義務者） | 法人コード（納税義務者） | 使用者氏名（漢字） | 使用者氏名（カナ） |
|  | 住所コード（使用者） | 住所（使用者） | 郵便番号（使用者） | 補記コード（使用者） | 法人コード（使用者） |
|  | 所有者氏名（漢字） | 所有者氏名（カナ） | 住所コード（所有者） | 住所（所有者） | 䧿便番号（所有者） |
|  | 補記コード（所有者） | 法人コード（所有者） | 送付先名（漢字） | 送付先名（カナ） | 住所コード（送付先） |
|  | 住所（送付先） | 郵便番号（送付先） | 補記コード（送付先） | 法人コード（送付先） | 県内外区分 |
|  | グリーン化税制軽加重課区分 | バス | 更新日 | 更新時刻 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KM 滞納データ 5 | 1納税者番号 | 登録番号 | 滞納フラグ | 本税末納額 | ［延滞金未納額 |
|  |  |  |  |  |  |
| KM注意メッセージファイル15 | 登録番号 | 納税者番号 | 入カ日 | 管轄県税コード | 担当者名 |
|  | 申出人名 | 電話番号 | 入力理由 | 代納区分 | 代納者名 |
|  | 処理方法 | メモ | 更新旦 | 更新時刻 | 余白 |
| KM通知書発付ファイル 24 | ｜税目コード | 通知書種別 | 発付年度 | 通知書番号 | 納税者番号 |
|  | 引き抜き区分 | 年税額 | 入力県税コード | 登録番号 | 事業実績 |
|  | 課税連番 | 課税年度 | 注意コード | 納税通知書 状態区分 | 調定日 |
|  | 納期限 | 変更納期限 | 発付日 | 返戻目 | 返戻解除日 |
|  | 公示送達日 | 住所照会出力回数 | 更新日 | 更新時刻 |  |


| KM分配データ変換後 108 | 登録番号•A | 処理年月日 | 処理時刻 | 登録番号•最古 | 結束番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 結束番号連番 | 登録番号•B | 業務種別コード | 申請年月日 | 車台番号 |
|  | 車検有効年月日 | 初度登録年月 | 用途コード | 型式指定番号 | 分類区分番号 |
|  | 形状コード | 定員区分 | 定員1 | 定員2 | 排気種別 |
|  | 排気量 | 積載量1 | 積載量2 | 車輌重量 | 車両総重量1 |
|  | 車両総重量2 | 車䡛長さ | 車輛幅 | 車䡛高さ | 然料コード |
|  | 乷色コード | 排ガス適合コード | 型式コード | 型式 | 原動機型式識別コード |
|  | 原動機型式 | 所有者コード | 所有者コード（使用者欄） | 使用の本拠真体名漢字 | 使用の本拠（LASDEC） |
|  | 使用の本拠番地等 | 使用の本拠（国交省） | 使用の本拠（国交省）丁目 | 使用の本拠（国交省）番地等 | メーカーコード |
|  | 車名 | 車名コード | 税率区分 | 税率コード | 年税額 |
|  | 取得税額 | 賦課額 | 所有者氏名漢字 | 所有者住所 | 使用者氏名漢字 |
|  | 使用者住所 | 所有者住所（国交省） | 所有者住所（国交省）丁目 | 所有者住所（国交省）番地等 | 使用者住所（国交省） |
|  | 使用者住所（国交省）丁目 | 使用者住所（国交省）番地等 | 所有者納税者番号M | 所有者関連番号M | 所有者氏名漢字M |
|  | 所有者補記コードM | 所有者郵便番号分割M | 所有者住所（LASDEC）M | 所有者住所（LASDEC）番地等M | 使用者納税者番号M |
|  | 使用者関連番号M | 使用者氏名漢字M | 使用者補記コードM | 使用者郵便番号分割M | 使用者住所（LASDEC）M |
|  | 使用者住所（LASDEC）番地等M | フラグ所有者未発見 | フラグ使用者未発見 | フラグ所使同一 | フラグ氏名更新 |
|  | フラグリスト作成済 | 更新ビット・A | 更新ビット・B | 更新ビット・C | 更新ビット・D |
|  | 状態ビット・A | 状態ビット・B | 状態ビット・C | 状態ビット・D | 状態ビット・E |
|  | 状態ビット・F | 状態ビットG | グリーン化税制軽課対策区分 | 改造車前類別区分番号 | 分配使用の本拠•住所 |
|  | 分配所有者住所コード | 分配使用者住所コード | 転出陸運支局コード | 転出一覧表用•登録番号 | 削除事由 |
|  | 更新事由 | 修正処理日（税率•税額） | 削除処理旦 | 管轄県税コード | 証紙県税コード |
|  | 更新日 | 更新時刻 | 余白分配 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KM変額ファイル39 | 登録番号•最新 | 賦課年度 | 倸税連番 | 課税年度 | 決議年月日 |
|  | 状態コード | 状態適用年月日 | 変更前状態コード | 変更前状態適用年月日 | 課税変更事由 |
|  | 課税適用年月日 | 申請年月日 | 税率 | 年税額 | 変更後の課税月数 |
|  | 変更前課税額 | 変更後詸税額 | 課税増差額 | 変更前調定額 | 変更後調定額 |
|  | 変更後未納額 | 歳出還付額 | 納期限 | 基本注意コード | 基本県税コード |
|  | 登録事由 | 登録年月日 | 異動事由 | 異動年月日 | 車検有効年月日 |
|  | 登録番号 | 課税納税義務者納税者番号 | 収納注意コード | 変更前未納額 | 収納県税コード |
|  | 普証区分 | 現年•過年 新年区分 | 堌額•減額区分 | 余白 |  |


| KN 基本更新用ファイル121 | 登録番号•A | 処理年月日 | 処理時刻 | 登録番号•最古 | 結束番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 結束番号連番 | 登録番号•B | 業務種別コード | 申請年月日 | 車台番号 |
|  | 車検有効年月日 | 初度登録年月 | 用途コード | 型式指定番号 | 分類区分番号 |
|  | 形状コード | 定員区分 | 定員1 | 定員2 | 排気種別 |
|  | 排気量 | 積載量1 | 積載量2 | 車䡛重量 | 車両総重量1 |
|  | 車両総重量2 | 車䡛長さ | 車輛幅 | 車輌高さ | 燃料コード |
|  | 乷色コード | 排ガス適合コード | 型式 | 原動機型式 | 所有者コード |
|  | 所有者コード（使用者欄） | 使用の本拠具体名漢字 | 使用の本拠（LASDEC） | 使用の本拠（LASDEC）番地等 | 使用の本拠（国交省） |
|  | 使用の本拠（国交省）T目 | 使用の本拠（国交省）番地等 | メーカーコード | 車名 | 車名コード |
|  | 稆率コード | 年税額 | 取得税額 | 賦諢額 | 所有者氏名漢字 |
|  | 所有者住所漢字 | 使用者氏名漢字 | 使用者住所漢字 | 所有者住所（国交省） | 所有者住所（国交省）T目 |
|  | 所有者住所（国交省）番地等 | 使用者住所（国交省） | 使用者住所（国交省）丁目 | 使用者住所（国交省）番地等 | 所有者納税者番号M |
|  | 所有者関連番号M | 所有者氏名漢字M | 所有者補記コードM | 所有者郵便番号分割M | 所有者住所（LASDEC）M |
|  | 所有者住所（LASDEC）番地等M | 使用者納税者番号M | 使用者関連番号M | 使用者氏名漢字M | 使用者補記コードM |
|  | 使用者賏便番号分割M | 使用者住所（LASDEC）M | 使用者住所（LASDEC）番地等M | フラグ | 更新状態ビット |
|  | グリーン化税制軽課対策区分 | 改造車前類別区分番号 | 分配住所LASDEC | 転出一覧表用情報 | 更新削除事由 |
|  | 修正削除処理旦（分配） | 県税コード | 更新日時刻 | 余白分配 | 同日連番 |
|  | OCR運番 | 関連年月日 | 申告書区分 | 取得税申告区分 | 取得税課税区分 |
|  | 所有形態 | 状態コード・自動車税 | 状態コード・取得税 | 取得価額•車両本体 | 取得価額•付加物 |
|  | 自動車取得税額 | 特例区分 | 税率コード（申告） | 自動車税額 | 住所コード |
|  | 番地 | 方書 | カナ氏名 | 生年月日 | 電話番号 |
|  | 最古登録番号 | 結束番号（申告） | 結束連番（申告） | 分配•業務種別コード | 分配•型式 |
|  | 分配・グリーン | 時刻•更新日時刻 | 余白申告 | 納税義務者区分 | 納税者番号＿納税義務者 |
|  | 納税者番号＿送付先 | 旧登録番号 | データ設定区分 | 送付先登録フラグ | 取得税課税対象区分 |
|  | 余白基本更新 |  |  |  |  |


| KN取得税課税マスタ$78$ | 登録番号 | 同日連番 | 登録年月日 | 課税連番 | 納税義務者納税者番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 車台番号下4桁 | 税率•自動車税 | 状態コード・自動車税 | 状態適用年月日•自動車税 | 自動車税額 |
|  | 調定連番 | 課税年度 | 調定額 | 課税区分 | 更正事由 |
|  | 更正事由年月日 | 取得年月日 | 申告書区分 | 取得税申告区分 | 取得税課税区分 |
|  | 自営区分 | 状態コード・取得税 | 決議年月日 | 通知年月日 | 納期限 |
|  | 取得価額•車両本体 | 取得価額•付加物 | 後課税梖準額 | 前課税標準額 | 差引課税標準額 |
|  | 税額•取得税 | 既確定額 | 過不足額 | 初度登録年月 | 型式指定番号 |
|  | 類別区分番号 | メーカーコード | 車名 | 特例区分 | 決議年月日加算 |
|  | 通知年月日加算 | 納期限加算 | 不徵収 | 調定額•過少 | 対応税額•過少通常 |
|  | 率\％$\cdot$－過少通常 | 加算金額•過少通常 | 既確定額•過少通常 | 過不足額•過少通常 | 対応税額•過少加算 |
|  | 率\％•過少加算 | 加算金額•過少加算 | 既確定額•過少加算 | 過不足額•過少加算 | 調定額•不申告 |
|  | 対応税額•不申告 | 率\％－不申告 | 加算金額•不申告 | 既確定額•不申告 | 過不足額•不申告 |
|  | 調定額•重加算 | 対応税頝•重加算 | 率\％ －重加算 | 加算金額•重加算 | 既確定額•重加算 |
|  | 過不足額•重加算 | 加算金計 | 過不足額計 | 最終連番 | 更正決定入力区分 |
|  | 加算金区分 | 型式 | 更新日 | 更新時刻 | 県税コード |
|  | 前特例区分 | 後取得価額 | 前取得価額 |  |  |

鉱区税サブシステム（2ファイル…94項目）

| $\begin{gathered} \text { KO課税マスタ } \\ 65 \end{gathered}$ | 整理番号 | 実績年度 | 課税連番 | 県税事務所コード | ｜鉱業権者番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 連帯番号 | 課税区分 | 課税年度 | 決議日 | 通知発付日 |
|  | 納期限 | 納期限変更理由コード | 変更納期限 | 県内面積1 | 課税標準面積1 |
|  | 課税種別コード1 | 税率1 | 適用月数1 | 明細税額1 | 県内面積2 |
|  | 課税标準面積2 | 課税種別コード2 | 税率2 | 適用月数2 | 明細税額2 |
|  | 調整額 | 課税額 | 総面積 | 県内面積1．既確定 | 課税標準面積1＿既確定 |
|  | 課税種別コード1＿既確定 | 税率1＿既確定 | 適用月数1＿既確定 | 明細税額1．⿰⿸⿴巳一丶⿱一⿸⿻𠃋丿乚⿱一⿸⿻𠃋丿乚厶確定 | 県内面積22既確定 |
|  | 課税標準面積2＿既確定 | 課税㮔別コード2＿既碓定 | 税率2 既確定 | 適用月数2，既確定 | 明細税額2．既確定 |
|  | 調整額既碓定 | 課税額既砳定 | 総面積 | 差引増減額 | 異動事由 |
|  | 基本履歴番号 | 登録年月日 | 満了年月日 | 存続期限 | 課税種別 |
|  | 調定事由 | 鉱業権抹消日 | 過䜋納事由 | 過俱納発生日 | 還付加算金始期日 |
|  | 増減調定適用日 | 増減調定延滞金適用日 | 訂正フラグ | 取消フラグ | 災害減免 |
|  | 納税通知フラグ | 県内面積変更分 | 課税标準変更分 | 非課税等区分コード | 更新日 |
|  |  |  |  |  |  |
| KO基本マスタ29 | 整理番号 | 履歴番号 | 県税事務所コード | 異動日 | 潩動事由コード |
|  | 鉱業権者番号 | 連帯番号 | 課税種別コード | 非課税等区分コード | 課税保留事由コード |
|  | 鉱物コード1 | 鉱物コード2 | 鉎物コード3 | 登録日 | 更新回数 |
|  | 存続期間終了日 | 期間満了日 | 県内面積 | 絰面積 | 鉱区位置コード1 |
|  | 鉱区位置コード2 | 鉱区位置コード3 | 鉱区位置コード4 | 鉱区県外コード1 | 鉱区県外コード2 |
|  | 備考 | 納税管理人番号 | 送付先管理番号 | 更新日 |  |

その他税サブシステム（1ファイル…97項目）

| KP調定データー時ファイル97 | 税目 | 課税番号 | 実績年月 | 調定連番 | 課税年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 課税側課税年度 | 納税者番号 | 課税事務所 | 収納事務所 | 歳入年度 |
|  | 現滞区分 | 調定事由 | 課税区分 | 変更すべき調定事由 | 変更すべき課税区分 |
|  | 本税の調定連番 | 本来の納期限 | 納期限 | 調定日 | 賦課決議日 |
|  | 通知書発付日 | 増减調定適用日 | 増減調定延滞金適用日 | 申告日 | 申請日•収受日 |
|  | 更正請求日 | 税務署処理旦 | 事業年度終了日 | 申告書提出日 | 重加算金対応率 |
|  | 監査による申告期限延長 | 税率•区分 | 税率・コード | 登録日 | 登録抹消日 |
|  | 課税月数 | 注意コード | 状態コード | 納通返戻コード | 不動産取得日 |
|  | 鉱業権抹消日 | 利子割不徵収終期 | 過䜋納事由 | 過謓納発生日 | 還付加算金始期日 |
|  | 除算期間開始日 | 除算期間終了日 | 変更前調定額•本税 | 変更前調定額 $\cdot$ 本税均等割 | 変更前調定額•延滞金 |
|  | 変更前調定額•過少申告加算金 | 変更前調定額•不申告加算金 | 変更前調定額 $\cdot$ 重加算金 | 変更後調定額 $\cdot$ 本税 | 変更後調定額 $\cdot$ ．本税均等割 |
|  | 変更後調定額•延滞金 | 変更後調定額•過少申告加算金 | 変更後調定額•不申告加算金 | 変更後調定額 $\cdot$＋重加算金 | 還付額1 |
|  | 還付事由1 | 還付発生日1 | 還付加算金始期1 | 除算期間開始日1 | 除算期間終了日1 |
|  | 還付額2 | 還付事由2 | 還付発生日2 | 還付加算金始期2 | 除算期間開始日2 |
|  | 除算期間終了日2 | 還付額3 | 還付事由3 | 還付発生日3 | 還付加算金始期3 |
|  | 除算期間開始日3 | 除算期間終了日3 | 納付情報•納付日 | 納付情報•歳入日 | 納付情報•納付事由 |
|  | 納付情報•納付県税 | 納付情報•本税 | 納付情報•本税均等割 | 納付情報•延滞金 | 納付情報•過少申告加算金 |
|  | 納付情報•不申告加算金 | 納付情報•重加算金 | 納付者納税者番号 | 処理区分 | 本税区分 |
|  | 加算金情報•調定連番 | 加算金情報•調定旦 | 加算金情報•通知日 | 加算金情報•納期限 | 更新フラグ |
|  | 更新年月日 | 更新時間 |  |  |  |

ゴルフ場利用税サブシステム（4ファイル…235項目）

| KQ基本マスタ30 | 登録番号 | 履歴番号 | 変更日 | 事務所コード | 登録日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 営業開始旦 | 債権者番号 | 状態区分 | 状態日付 | パブリック |
|  | セルフ | メンバー | 施設名 | 施設名カナ | 施設住所コード |
|  | 施設住所2 | 施設電話番号 | 等級コード | 税率 | 按分税率 |
|  | 所在地コード1 | 面積（m2）1 | 所在地コード2 | 面積（m2）2 | 所在地コード3 |
|  | 面積（m2）3 | 所在地コード4 | 面積（m2）4 | 面積合計（m2） | コース距離 |
|  |  |  |  |  |  |
| $K Q$ 課税マスタ66 | 登録番号 | 行為年月 | 課税連番 | 課税区分 | 施設番号 |
|  | 納税者番号 | 決議日 | 調定年月 | 課税年度 | 通知旦 |
|  | 納期限 | 申告日 | 申告期限 | 期限延長区分 | 延長申告期限 |
|  | 営業日数 | 利用人員 | 特例人員 | 非課税入員 | 税額 |
|  | 特例人員（高齡者） | 特例入員（スポーツ） | 特例人員（早朝•薄暮） | 非課税人員（身障者） | 非課税人員（学生） |
|  | 非課税人員（高齢者） | 非課税人員（18未満） | 非課税人員（スポーツ） | 特例税額（高齢者） | 特例税額（スポーツ） |
|  | 特例税額（早朝•薄暮） | 利用人員 | 特例人員 | 非課税人員，既確定 | 税額既確定 |
|  | 特例人員（高齡者）既確定 | 特例人員（スポーツ）＿既確定 | 特例人員（早朝•薄暮），既確定 | 非課税人員（身障者）既確定 | 非課税人員（学生）既確定 |
|  | 非課税人員（高齡者）既確定 | 非課税人員（18未満）＝既確定 | 非課税人員（スポーツ）既確定 | 特例税額（高龄者），既確定 | 特例税額（スポーツ）＿既確定 |
|  | 特例税額（早朝•薄暮）既確定 | 利用人員 差引 | 特例人員 差引 | 非課税人員＿差引 | 税額．．． 3 |
|  | 特例人員（高齢者）差引 | 特例入員（スポーツ）差引 | 特例人員（早朝•薄暮）差引 | 非課税人員（身障者）差引 | 非課税人員（学生）差引 |
|  | 非課税人員（高齡者）差引 | 非課税人員（18未満）差引 | 非課税人員（スポーツ）差引 | 特例税額（高齢者）差引 | 特例税額（スポーツ）差引 |
|  | 特例税額（早朝•薄暮）差引 | 過年度減 | 事務所コード | 追加申告フラグ | 加算金有無フラグ |
|  | 更新日 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| KQ収納状況ファイル$134$ | ｜税目コード｜対象番号 |  |  |  |  |
|  | 債権者番号 | 業種コード | 課税処理コード1 | 調定年月1 | 調定金額1 |
|  | 収納額納期内1 | 収納額猶予期間内1 | 収納額期間外1 | 収入未済額1 | 徴収猶予•還付有無コード1 |
|  | 課税処理コード2 | 調定年月2 | 調定金額2 | 収納額納期内2 | 収納額猶予期間内2 |
|  | 収納額期間外2 | 収入未済額2 | 徴収猶予•還付有無コード2 | 課税処理コード3 | 調定年月3 |
|  | 調定金額3 | 収納額納期内3 | 収納額猶予期間内3 | 収納額期間外3 | 収入末済額3 |
|  | 徴収猶予•還付有無コード3 | 課税処理コード4 | 調定年月4 | 調定金額4 | 収納額納期内4 |
|  | 収納額猶予期間内4 | 収納額期間外4 | 収入未斎額4 | 徴収猶予•還付有無コード4 | 課税処理コード5 |
|  | 調定年月5 | 調定金額5 | 収納額納期内5 | 収納額猶予期間内5 | 収納額期間外5 |
|  | 収入未斎額5 | 徵収猶予•還付有無コード5 | 課税処理コード6 | 調定年月6 | 調定金額6 |
|  | 収納額納期内6 | 収納額猶予期間内6 | 収納額期間外6 | 収入未済額6 | 徴収猶予•還付有無コード6 |
|  | 課税処理コード7 | 調定年月7 | 調定金額7 | 収納額納期内7 | 収納額猶予期間内7 |
|  | 収納額期間外7 | 収入未斎額7 | 徴収猶予•還付有無コード7 | 課税処理コード8 | 調定年月8 |
|  | 調定金額8 | 収納額納期内8 | 収納額猶予期間内8 | 収納額期間外8 | 収入未斎額8 |
|  | 徴収猶予•還付有無コード8 | 課税処理コード9 | 調定年月9 | 調定金額9 | 収納額納期内9 |
|  | 収納額狙予期間内9 | 収納額期間外9 | 収入未斎額9 | 徴収猶予•還付有無コード9 | 課税処理コード10 |
|  | 調定年月10 | 調定金額10 | 収納額納期内10 | 収納額猶予期間内10 | 収納額期間外10 |
|  | 収入未済額10 | 徴収猶予•還付有無コード10 | 課税処理コード11 | 調定年月11 | 調定金額11 |
|  | 収納額納期内11 | 収納額猶予期間内11 | 収納額期間外11 | 収入未斎額11 | 徴収猶予•還付有無コード11 |
|  | 課税処理コード12 | 調定年月12 | 調定金額12 | 収納額納期内12 | 収納額猶予期間内12 |
|  | 収納額期間外12 | 収入未斎額12 | 徴収猶予•還付有無コード12 | 調定額合計 | 収入額合計 |
|  | 滞繰区分コード | 更正決定区分コード | 廃業区分コード | 廃業等年月日 | 報償金交付対象金額 |
|  | 交付率 | 報償金額 | 交付調整額 | 交付確定額 | 支払方法コード |
|  | 地域区分コード | 県税事務所コード | 減有りフラグ1 | 減有リフラグ2 | 減有ソフラグ3 |
|  | 減有りフラグ4 | 減有りフラグ5 | 減有りフラグ6 | 減有りフラグ | 減有りフラグ8 |
|  | 減有りフラグ9 | 減有りフラグ10 | 澸有りフラグ11 | 減有りフラグ12 | 石商区分 |
|  | 支払保留区分 | 予備 | 登録年月日 | 更新年月日 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KQ包括者ファイル 5 | 1登録番号 | 1適用開始日 | 1適用終了日 | 納税者番号 | ｜更新旦 |

証券二税サブシステム（4ファイル…148項目）

| KR基本マスタ19 | 整理番号 | 履歷連番 | 訂正連番 | 処理区分 | 特別徴収義務者番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 特徴者納税者番号 | 管轄県税コード | 状態区分コード | 代行機関コード | 書類送付先納税者番号 |
|  | 宛名ラベル出力区分コード | 更新処理区分 | 更新県税事務所コード | 更新利用者コード | 初期登録日 |
|  | 変更登録日 | 登録日 | 更新日 | 備考 |  |
| $K R$ 交付金データファイル25 | 交付金•報奨金•補助金種別 | 対象番号 | 1税目コード | 期別 | 特徴者納税者番号 |
|  | 施設名等納税者番号 | 指令番号 | 指令年月日 | 通知事務所コード | 通知番号 |
|  | 通知年月日 | 申請年月日 | 支払年月日 | 支払番号 | 支払方法コード |
|  | 支払金額 | 金融機関コード | 支店コード | 口座種別コード | 口座番号 |
|  | 口座名義人 | 管轄県税コード | 取扱区分 | 送付先区分 | 更新年月日 |
|  |  |  |  |  |  |
| KR調定ファイル50 | 税目コード | 整理番号 | 実績年月 | 種類コード | 調定逆連番 |
|  | 特別徴収義務者番号 | 課税区分 | 詸税連番 | 訂正連番 | 課税年度 |
|  | 調定連番 | 本税利用区分 | 加算金利用区分 | 本税 | 過少申告加算金 |
|  | 不申告加算金 | 重加算金 | 納税者番号 | 課税事務所 | 収納事務所 |
|  | 調定事由 | 変更すべき事由 | 本税の調定連番 | 本来納入期限 | 納入期限 |
|  | 調定日 | 賦課決議日 | 通知書発付日 | 増減調定適用旦 | 延滞増減調定適用旦 |
|  | 申告日 | 更正請求日 | 不徵収終期日 | 過誤納事由 | 過誤納発生日 |
|  | 還付加算金始期日 | 納付日 | 収納日 | 納付事由 | 納付県税事務所 |
|  | 納付本税額 | 納付延滞金 | 納付者納税者番号 | 送付先承継人納税者番号 | 更新県税事務所コード |
|  | 更新且 | 更新利用者コード | 更新処理区分 | 更新課税連番 | 更新訂正連番 |
|  |  |  |  |  |  |
| KR調定異動ファイル54 | 税目コード | 整理番号 | 実績年月 | 種類コード | 調定逆連番 |
|  | 特別徴収義務者番号 | 課税連番 | 訂正連番 | 課税年度 | 調定連番 |
|  | 本税利用区分 | 加算金利用区分 | 変更前本税 | 変更前過少申告加算金 | 変更前不申告加算金 |
|  | 変更前重加算金 | 変更後本税 | 変更後過少申告加算金 | 変更後不申告加算金 | 変更後重加算金 |
|  | 納税者番号 | 課税事務所 | 収納事務所 | 調定事由 | 変更すべき事由 |
|  | 本税の調定連番 | 本来納入期限 | 納入期限 | 調定日 | 賦課決議且 |
|  | 通知書発付日 | 増減調定適用日 | 延滞壃減調定適用旦 | 申告日 | 更正請求旦 |
|  | 不徵収終期日 | 過誤納事由 | 過誤納発生日 | 還付加算金始期日 | 納付日 |
|  | 収納日 | 納付事由 | 納付県税事務所 | 納付本税額 | 納付延㴆金 |
|  | 納付者納税者番号 | 送付先承継人納税者番号 | 取消フラグ | 更新県税事務所コード | 更新日 |
|  | 更新利用者コード | 更新処理区分 | 更新課税連番 | 更新訂正運番 |  |

軽油引取税サブシステム（4ファイル…246項目）

| KS 基本ママスタ85 | 事業者コード | 履歴番号 | 変更日付 | 事業者区分 | 大口需要家業種コード |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 申告方法 | 旧管轌県税事務所 | 新管轄県税事務所 | 管轄県税変更旦 | 旧所在区分 |
|  | 新所在区分 | 所在区分設定目 | 特徵者番号 | 特徴者登録日 | 特徴者消除日 |
|  | 特約業者指定旦 | 特約業者取消旦 | 状態区分 | 状態区分設定日 | 営業開始日 |
|  | 実績開始年月 | 受任者 | 休業期間（自）1 | 休業期間（至）1 | 休業期間（自）2 |
|  | 休業期間（至）2 | 休業期間（自）3 | 休業期間（至）3 | 送付先サイン | 納入口座 |
|  | 還付口座 | 報償金口座 | 元売系列コード | 油種コード1 | 施設区分1 |
|  | 容量1 | 基数1 | 油種コード2 | 施設区分2 | 容量2 |
|  | 基数2 | 油種コード3 | 施設区分3 | 容量3 | 基数3 |
|  | 油種コード4 | 施設区分4 | 容量4 | 基数4 | 油種コード5 |
|  | 施設区分5 | 容量5 | 基数5 | 油種コード6 | 施設区分6 |
|  | 容量6 | 基数6 | 油種コード7 | 施設区分7 | 容量7 |
|  | 基数7 | 油種コード8 | 施設区分8 | 容量8 | 基数8 |
|  | 仕入業者コード1 | 仕入方法1 | 仕入業者コード2 | 仕入方法2 | 仕入業者コード3 |
|  | 仕入方法3 | 仕入業者コード4 | 仕入方法4 | 仕入業者コード5 | 仕入方法5 |
|  | 納税者番号（事業者） | 納税者番号（事務所） | 納税者番号（送付先） | 納入先 | 注意コード |
|  | 組合加入 | 債権者番号 | 特記事項 | 登録日 | 更新旦 |


| $\begin{gathered} \text { KS収納状況ファイル } \\ 134 \end{gathered}$ | 1税目コード | 対象番号 | 会計年度 | 期 | 納税者番号 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 債権者番号 | 業種コード | 課税処理コード1 | 調定年月1 | 調定金額1 |
|  | 収納額納期内1 | 収納額猶予期間内1 | 収納額期間外1 | 収入未済額1 | 徴収猶予•還付有無コード1 |
|  | 課税処理コード2 | 調定年月2 | 調定金額2 | 収納額納期内2 | 収納額猶予期間内2 |
|  | 収納額期間外2 | 収入未済額2 | 徴収猶予•還付有無コード2 | 課税処理コード3 | 調定年月3 |
|  | 調定金額3 | 収納額納期内3 | 収納額猶予期間内3 | 収納額期間外3 | 収入未済額3 |
|  | 徴収猶予•還付有無コード3 | 課税処理コード4 | 調定年月4 | 調定金額4 | 収納額納期内4 |
|  | 収納額猶予期間内4 | 収納額期間外4 | 収入未済額4 | 徴収猶予•還付有無コード4 | 課税処理コード5 |
|  | 調定年月5 | 調定金額5 | 収納額納期内5 | 収納額猶予期間内5 | 収納額期間外5 |
|  | 収入未済額5 | 徴収猶予•還付有無コード5 | 課税処理コード6 | 調定年月6 | 調定金額6 |
|  | 収納額納期内6 | 収納額猶予期間内6 | 収納額期間外6 | 収入未済額6 | 徴収猶予•還付有無コード6 |
|  | 課税処理コード7 | 調定年月7 | 調定金額7 | 収納額納期内7 | 収納額猶予期間内7 |
|  | 収納額期間外7 | 収入未斎額7 | 徴収猶予•還付有無コード7 | 課税処理コード8 | 調定年月8 |
|  | 調定金額8 | 収納額納期内8 | 収納額唒予期間内8 | 収納額期間外8 | 収入未済額8 |
|  | 徴収猶予•還付有無コード8 | 課税処理コード9 | 調定年月9 | 調定金額9 | 収納額納期内9 |
|  | 収納額猶予期間内9 | 収納額期間外9 | 収入未済額9 | 徴収猶予•還付有無コード9 | 課税処理コード10 |
|  | 調定年月10 | 調定金額10 | 収納額納期内10 | 収納額猶予期間内10 | 収納額期間外10 |
|  | 収入未斎額10 | 徴収猶予•還付有無コード10 | 課税処理コード11 | 調定年月11 | 調定金額11 |
|  | 収納額納期内11 | 収納額猶予期間内11 | 収納額期間外11 | 収入未済額11 | 徴収猶予•還付有無コード11 |
|  | 課税処理コード12 | 調定年月12 | 調定金額12 | 収納額納期内12 | 収納額猶予期間内12 |
|  | 収納額期間外12 | 収入未済額12 | 徴収猶予•還付有無コード12 | 調定額合計 | 収入額合計 |
|  | 㴆繰区分コード | 更正決定区分コード | 廃業区分コード | 廃業等年月日 | 報償金交付対象金額 |
|  | 交付率 | 報償金額 | 交付調整額 | 交付確定額 | 支払方法コード |
|  | 地域区分コード | 県税事務所コード | 減有リフラグ1 | 減有リフラグ2 | 減有ソフラグ3 |
|  | 減有りフラグ4 | 減有りフラグ5 | 減有りフラグ6 | 減有りフラグ7 | 減有りフラグ8 |
|  | 減有りフラグ9 | 減有りフラグ10 | 減有りフラグ11 | 減有りフラグ12 | 石商区分 |
|  | 支払保留区分 | 予備 | 登録年月日 | 更新年月日 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KS免税基本マスタ20 | 使用者番号 | 発行区分 | 発行区分設定旦 | 初回交付日 | 今回交付日 |
|  | 有効期間（自） | 有効期間（至） | 登録区分 | 登録区分設定目 | 業種コード |
|  | 共同使用者数 | 機械設備数 | 申請区分 | 注意コード | 特記事項 |
|  | 納税者番号 | 旧管暒県税事務所 | 新管轄県税事務所 | 登録日 | 更新旦 |
|  |  |  |  |  |  |
| $\underset{7}{\mathrm{KS} \text { 免税共同使用者ファイル }}$ | 使用者番号 | 連番 | 登録年月日 | 取消旦 | 納税者番号 |
|  | 登録日 | 更新囧 |  |  |  |

たばこ税サブシステム（1ファイル…34項目）

| KT 基本ママスタ34 | 事業者コード | 履歴番号 | 変更日 | 納税者番号 | 開始日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 廃止日 | 管轄県税事務所コード | 旧管轄県税事務所 | 業者コード1 | 販壼業者1登録日1 |
|  | 販売業者1取消日1 | 販売業者1登録日2 | 眅売業者1取消日2 | 業者コード2 | 販売業者2登録日1 |
|  | 販売業者2取消日1 | 販売業者2登録日2 | 販売業者2取消日2 | 特例期限許可日1 | 特例期限取消日1 |
|  | 特例期限許可日2 | 特例期限取消目2 | 休止期間開始日1 | 休止期間終了日1 | 休止期間開始日2 |
|  | 休止期間終了日2 | 休止期間開始日3 | 休止期間終了日3 | 担当部署名 | 担当者名 |
|  | 電話番号 | 備考 | 登録日 | 更新日 |  |

狩猟税サブシステム（1ファイル…62項目）


産廃税サブシステム（2ファイル…160項目）

| KX基本マスタ 34 | 登録番号 | 納税者番号 | 債権者番号 | 1新管轄県税事務所 | 旧管轄県税事務所 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 管轄県税変更旦 | 事業者施設区分 | 事業者区分 | 施設種類区分 | 地域区分 |
|  | 特徵者登録日 | 特徵者消除日 | 応答部署 | 応答部署電話番号 | 許可旦 |
|  | 有効期限年月日 | 許可番号 | 開始日 | 施設連番 | 所有区分 |
|  | 他施設有無区分 | 施設名 | 施設所在地コード | 番地 | 方書 |
|  | 廃育物種類コード | 処理能力 | 申請日 | 交付日 | 廃止日 |
|  | 状態区分 | 備考 | 登録旦 | 更新旦 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KX収納状況ファイル126 | 税目コード | 登録番号 | 会計年度 | 納税者番号 | 債権者番号 |
|  | 業種コード | 納入課税処理コード1 | 納入調定年月1 | 納入調定金額1 | 納入収納額納期内1 |
|  | 納入収納額猶予期間内1 | 納入収納額期間外1 | 納入収入未斎額1 | 納入徴収猶予•還付有無コード1 | 納付合計課税処理コード1 |
|  | 納付合計調定年月1 | 納付合計調定金額1 | 納付合計収納額納期内1 | 納付合計収納額猶予期間内1 | 納付合計収納額期間外1 |
|  | 納付合計収入未斎額1 | 納付合計徵収渞予•還付有無コード1 | 納付一部課税処理コ一ド1 | 納付一部調定年月1 | 納付一部調定金額1 |
|  | 納付一部収納額納期内1 | 納付一部収納額猶予期間内1 | 納付一部収納額期間外1 | 納付一部収入末済額1 | 納付一部徽収狙予•還付有無コード1 |
|  | 納入課税処理コード2 | 納入調定年月2 | 納入調定金額2 | 納入収納額納期内2 | 納入収納額猶予期間内2 |
|  | 納入収納額期間外2 | 納入収入未斎額2 | 納入徵収猶予•還付有無コード2 | 納付合計課税処理コード2 | 納付合計調定年月2 |
|  | 納付合計調定金額2 | 納付合計収納額納期内2 | 納付合計収納額猶予期間内2 | 納付合計収納額期間外2 | 納付合計収入未斎額2 |
|  |  | 納付一部課税処理コ一ド2 | 納付一部調定年月2 | 納付一部調定金額2 | 納付一部収納額納期内2 |
|  | 納付一部収納額猶予期間内2 | 納付一部収納額期間外2 | 納付一部収入未済額2 | 納付一部徽収狽予•還付有無コード2 | 納入課税処理コード3 |
|  | 納入調定年月3 | 納入調定金額3 | 納入収納額納期内3 | 納入収納額猶予期間内3 | 納入収納額期間外3 |
|  | 納入収入未済額3 | 納入徵収猶予•還付有無コード3 | 納付合計課税処理コード3 | 納付合計調定年月3 | 納付合計調定金額3 |
|  | 納付合計収納額納期内3 | 納付合計収納額猶予期間内3 | 納付合計収納額期間外3 | 納付合計収入未斎額3 | 納付合計徵収狙予•還付有無コード3 |
|  | 納付一部課税処理コード3 | 納付一部調定年月3 | 納付一部調定金額3 | 納付一部収納額納期内3 | 納付一部収納額猶予期間内3 |
|  | 納付一部収納額期間外3 | 納付一部収入末斎額3 | 納付一部徴収狽予•還付有無コード3 | 納入課税処理コード4 | 納入調定年月4 |
|  | 納入調定金額4 | 納入収納額納期内4 | 納入収納額猶予期間内4 | 納入収納額期間外4 | 納入収入未済額4 |
|  | 納入徵収猶予•還付有無コード4 | 納付合計課税処理コード4 | 納付合計調定年月4 | 納付合計調定金額4 | 納付合計収納額納期内4 |
|  | 納付合計収納額猶予期間内4 | 納付合計収納額期間外4 | 納付合計収入未斎額4 |  | 納付一部課税処理コード4 |
|  | 納付一部調定年月4 | 納付一部調定金額4 | 納付一部収納額納期内4 | 納付一部収納額猶予期間内4 | 納付一部収納額期間外4 |
|  | 納付一部収入未斎額4 | 納付一部徽収狙予•還付有無コード4 | 調定額合計 | 収入額合計 | 滞繰区分コード |
|  | 更正決定区分コード | 廃業区分コード | 廃業等年月日 | 報償金交付対象金額 | 交付率 |
|  | 報償金額 | 交付調整額 | 交付確定額 | 支払方法コード | 県税事務所コード |
|  | 納入減有りフラグ1 | 納付隇有りフラグ 1 | 納入隇有リフラグ2 | 納付隇有りフラグ2 | 納入減有りフラグ3 |
|  | 納付隇有りフラグ3 | 納入減有りフラグ4 | 納付減有りフラグ4 | 支払保留区分 | 登録年月日 |
|  | 更新年月日 |  |  |  |  |


| KC収納管理マスタ明細 119 | 調定キー・税目コード | 調定キー・課税番号 | ｜調定キー・実績年月等 | 調定キー・課税連番 | 調定キー・課税年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 調定キー・本税•加算金区分 | S納税者番号 | S税目コード | S課税年度（降順） | S課税番号 |
|  | S 実績年月等 | S課税連番 | S本税•加算金区分 | 課税事務所 | 収納事務所 |
|  | 収納歳入年度 | 現滞区分 | 調定事由（当初） | 課税区分（当初） | 調定事由（現在） |
|  | 課税区分（現在） | 本税の調定連番 | 本来の納期限 | 納期限 | 調定日（当初） |
|  | 調定日（現在） | 賦課決議日 | 通知書発付日 | 増税調定適用日 | 増税調定延滞金適用日 |
|  | 申告日 | 申請日•収受日 | 更正請求日 | 【法人二税の時使用】 | 税務署処理日 |
|  | 事業年度終了日 | 確定申告提出日 | 重加対応率 | 利子割還付額等 | 監査の申告期限延長 |
|  | 外形法人区分 | 【自動車税の時使用】 | 税率•区分 | 税率・コード | 登録日 |
|  | 登録抹消日 | 課税月数 | 注意コード | 状態コード | 納通返戻コード |
|  | 初度登録年月 | 【その他の税目の時使用】 | 他税目設定日付 | 本税•当初調定額 | 本税•最終調定額 |
|  | 本税•最終調定額（税割額） | 本税•最終調定•内均等割額 | 本税•最終調定額（所得割額） | 本税•最終調定額（付加価值割額） | 本税•最終調定額（ $($ 資本割額） |
|  | 本税•最終調定額（収入割額） | 本税•年度当初調定額 | 本税－現在調定額 | 本税•未納額 | 本税•当年度収納額 |
|  | 本税－収納額合計 | 本税•当年度欠損額 | 本税•欠損額合計 | 本税•歳出還付額 | 本税•督促状発付額 |
|  | 延滞金•確定延滞金 | 延滞金•延滞金確定旦 | 延滞金•延滞金減免額 | 延滞金•延滞金調定額 | 延滞金•延滞金未納額 |
|  | 延滞金•当年度収納額 | 延滞金•収納額 | 延滞金•歳出遥付額 | 最終収納日 | 最終納付日 |
|  | 状況•個票出力 | 状況•執停事後調査書出力 | 状況•発付止 | 状況•公示送達 | 状況•繰上徵収•納期限変更 |
|  | 状況•徴収嘱託 | 状況•執行停止 | 状況•送付先 | 状況•二次納 | 状況•承継人 |
|  | 状況•納管人 | 状況•延滞金減免入力 | 状況•徴収引継 | 情報•調定件数 | 情報•納付件数 |
|  | 情報•督促状発付 | 情報•催告書発付 | 情報•滞納処分 | 情報•中断停止 | 情報，徴収猶予 |
|  | 情報•換価猶予 | 情報•証券受託 | 情報•納税誓約 | 情報•不納欠損 | 情報，徴収引継 |
|  | 経歴最終連番 | 担当者コード | 収税担当者コード | 滞納報告年月日 | 大口区分 |
|  | 有無•過少しコード | 有無•不申告レコード | 有無•重加しコード | 有無•仮本税しコード | 有無•仮過少しコード |
|  | 有無•仮不申告レコード | 有無•仮重加レコード | 更新日 | 更新時間（時分秒） |  |


| KC収納徴収経歴ファイル556 |  | ｜調定キー「課税番号 | 調定キー・実績年月等 | 調定キー．課税連番 | 調定キー「課税年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 終糜番号•経㭫基準日 |  | レコード区分 | 共通エリア | 状態区分 |
|  | 更新日 |  | 墄入年度 | 調定事倳 |  |
|  |  | 通知書発付日 |  |  | ［里告•請求情報］ |
|  | 申告請冰•电告日 | 申告請求•里請日 $\cdot$ 収受日 | 申告請求•更正請求日 |  | 調定堷減数•本棁 |
|  |  | 調定增減数•内均等割額 |  | 調定增減䫟•付加価值割額 |  |
|  |  |  | 讑定増減数•不申告 |  | 利子割適付敋等 |
|  | ［遑付加算金］ | 還付加算金•過嘀納事由 | 㪣付加算金•過犦納発生日 | 還付加算金•始期日 | 䁲付加算金 $\cdot$－除算期開開始目 |
|  | 䔔付加算金•除算期間終了回 | 頂正登録運番 | 予備 | ［予借（項番42）の内訳］ | 周定件数•本税 |
|  | 䕡定件数－，－延滞金 | 調定件数•過少 | 笥定珄数． ．不申告 | 調定件数•重加 | 噦出還付額•本税 |
|  |  |  | 歳出嘪付額•不申告 | 歳辿還付額•重加 | 予備 |
|  | ［納付情報】 | 会計年度 | 収納旦 | 納付旦 | 納付日 2 |
|  | 納付事由 | ［納付頧） | 納付額•本税 | 納付敋 $\cdot$ 积割額 | 納付敋 $\cdot$－均等割額 |
|  | 納付敋•所得割顴 | 納付積•付加㑑值部額 | 納付類•資本割額 | 納付敋•収入割頝 | 納付疑•延港金 |
|  |  | 納付額•不申告 | 納付数•重加 | 【過置納処理済額】 |  |
|  |  |  |  |  | ［過誰納去処理疑］ |
|  | 過俱納未処理新•本税 |  | 過憬納未処理頟•過少 | 過䛠納末処理稹•不申告 | 過敦納未処理䫓•重加 |
|  | 納付者納税者番号 | ［納付個人情静） | パッチ番号•入力区分 | バッチ番号•番号•区分 | バッチ番号•番号•運番 |
|  | パッチ番号•枝番 | 納付県梲 | 課税県梲 | 調定事且由 | 金颜機開 |
|  | 登録旦 | 処理連蕃•入力連番 | 処理蓮番•処理旦 | 処理連番•処理時間 |  |
|  | 【収納更正情都】 | 会計年度 | 収納旦 | 納付日 | 納付事由 |
|  | ［納付額］ | 納付敋•本税 | 納付額•税割額 | 納付額•均等割額 | 納付额•所得割額 |
|  | 納付败•付加価值割額 |  | 納付額•収入割額 | 納付頝•延㴆金 | 納付敋• ${ }^{\text {d }}$ 過少 |
|  | 納付額•不申告 | 納付敋．$\cdot$ 重加 | ［過罭納処理汶頝） | 過晹納処理娍額•本税 |  |
|  | 過䛡納処理洨效•過少 |  | 過就納処理渂顴•重加 |  | 過䂻納末処理效•本税 |
|  |  | 過敦納未処理政•過少 | 過誒納未処理矮•不申告 | 過誢納末処理頧•重加 | 納付者納棁者番号 |
|  | ［更正（先•元）調定情鏑］ | 更正先元•調定•税自 | 亜正先元•調定．＇婹税番号 | 更正先元•調定•実績年月等 | 更正先元•調定•調定連番 |
|  | 更正先元•調定．詸税年度 | ［更正（先•元）経䵇情報】 | 経㷴基準日 | 経穠連番 | 課税県税コード |
|  | 課税県税コード（未調定） | 調定事由（未潩定） | 予備 | 【予備（項番130）の内訳】 | 計上元県税コード |
|  | 計上先県税コード | 予備 | 【充当情報】 | 会計年度 | 収納旦 |
|  | 納付日 | 納付事由 | ［納付頝］ | 納付額•本税 | 納付額•延滞金 |
|  | 納付㜟；過少 | 納付䫫•不申告 | 納付敋．$\cdot$ 重加 | ［過置納処理斎額】 | 過哭納処理洨頝•本税 |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 過晹納未処理新•本棁 |  |  |  | 過晹納未処理数•重加 |
|  | 納付者納税者番号 | 【過置納情報】 | 還付•交当通知日 | 過縝納番号．会計年度 | 過䜋納番号－㽬税コード |
|  | 過罥納番号•連番 | 過脜納番爯•枝番 | 過置納事由 | ［交当（先•元）調定情報】 | 公当先元•調定•税目 |
|  | 交当先元•調定．婹税番号 | 交当先元•調定•実績年月等 | 交当先元•调定．$\cdot$ 調定連番 | 交当先元•調定． 曳税年度 $^{\text {a }}$ | 予備 |
|  | ［還付情報】 | 会計年度 | 収納旦 | 納付旦 | 納付日2 |
|  | 納付事由 | ［納付咱） | 納付額．$\cdot$ 本税 | 納付額．延潢金 | 納付頹 1 過少 |
|  | 納付類．$\cdot$ 不申告 | 納付疑•重加 | 【過誥納処理済頝） | 過枵納処理渂額•本税 |  |
|  |  |  | 過就納処理济頝•重加 | 【過晾納未処理額］ | 過就納未処理額•本税 |
|  |  | 過腻納未処理顴•過少 |  | 過訶納未処理䫓•重加 | ${ }^{\text {納付者納税者畨番 }}$ |
|  | 【過俱納情報】 | 還付•充当通知旦 | 過晹納番号•会計年度 | 過敛納番号•県税コード | 過哏納番号•連番 |
|  | 過脜納番号•枝番 | 過讋納事由 | 歲入歳出区分 | ［邅付情埥】 | 還付•還付先区分 |
|  | 襄付•還付先納税者番号 | 㪣付•変更受付番号•年度 | 還付•変更受付番号•県税 | 還付•変更受付番号•連番 | 予備 |
|  | ［不納欠賣情青報】 | 会計年度 | 収納旦 | 納付旦 | 納付事由 |
|  | ［納付䝷］ | 納付額－本税 | 納付疑•延滞金 | 納付額；過少 | 納付疑•不申告 |
|  | 納付知•重加 |  | 過部納処理渂頝•本税 |  |  |
|  | 過詮納処埋济額． |  | ［過許納未処理疑］ | 過哭納未処理頮•本税 |  |
|  |  | 過䜋納末処理矮•不申告 |  | 納付者納税者番号 | 予備 |
|  | ［過置納情報》 | 過敦納番号．会計年度 | 過置納番号•県税コード | 過置納番号•連番 |  |
|  |  |  | 過䛴納事由 | 過颉級発生旦 | 還付充当処理旦 |
|  | 歳入歳出区分 | 過脜納数•本税 |  | 過置納效••延滞金 | 過置納絞•過少 |
|  | 過䛠納㬵•不申告 | 過䛾納䋨•動加 | 還付加算金額•本税 | 還付加算金額•延滞金 |  |
|  |  | 暠付加算金額•重加 | 保留区分 | 還付加算金計算•始期日 | 還付加算金計算•除算開始目 |
|  | 還付加算金証計算•除算終了目 | 筤 | （発付止靕報） | ［㮃促） | 督促•発付止事由 |
|  | 督促•発付止期限 | ［雔告］ | 俟告•発付止事由 | 催告•発付止期限 | 䤼 |
|  | ［発付情報】 | 通知書種類 | 発付旦 | 返戻旦 | 公示旦 |
|  | 取消日 | ［発付時税額］ | 発付時税額•本税 | 発付時税客•延滞金 | 発付時税額•過少 |
|  | 発付时税額•不申告 |  | ［通知書べーコードファイルキー】 | 通知書BCFK•通知書不種類 | 通知晝BCFK．発付旦 |
|  | 通知書BCFK．税見コード | 通知書BCFK．課税番号 | 通知書BCFK•実績年月等 |  | 通知書BCFK－潩税年度 |
|  | 敘 | ［開定別復命情報］ | 復命暑 | 復命時間 | 復命コード |
|  | 復命内容 | 登鍄県梲 | 利用者番号 | 登鑤担当者名 | シークレット区分 |
|  | 予備 |  | 納期限変更事由 | 泓議日 | 通知日 |
|  | 納期限（ ${ }^{\text {亚更前）}}$ | 納期限（変更後） | （繰上倍収敋） | 繰上徵収額•本税 | 繰上徵収顴•過少 |
|  |  |  | 予備 | ［緟徽収情報】 | マスタ内容 |
|  |  | 澗定キー・税見コード |  | 調定キー・実綪年月等 | 調定キー－課税連番 |
|  |  | 年度 |  |  | S ${ }^{\text {年度 }}$ |
|  |  |  | SS画面登鉸運番 |  | 初回納付年月旦 |
|  | 最最終納的才年月日 |  |  |  | 中断日 <br> 納税澁約額•重加 |
|  | － |  | －部響約フララ゙・不申告 | －部䁷約フラグ・重加 | 分納延滞金区分 |
|  | 延港金娍娍免䫛 | 納税絷約時点未納額•本税 |  | 納税彭約時点未納袮•過少 | 納税䜿約時点未納额•不申告 |
|  | 蒳税髻約時点未納额•重加 | 余泉 | 経歴F登録連緟•経歪基準日 | 経歴登録連番•登鎵運連番 | 更新区分 |
|  | 更新旦 | （証券受託情報） | 調定キー・税目コード | 調定キーー識䅡番号 |  |
|  | 閣定キー，課税連番 | 調定キー，課税年度 | 年度 | 受託証券番号•県税コード | 受託証券番号．冊番 |
|  | 受託証券番号•枝番 | 受託証券番号•項番 | S年度 | S⿳⿱㇒⿲丶丶㇒冖又力刂託証类番号•県税コード | S⿳⿱㇒⿲丶丶㇒冖又女刂託佂券番号•冊番 |
|  | S受託証券番号•枝番 | S受託証渼番号•項番 | S画面登録漣番 | 証券受託日 | 取消事由 |
|  | 取消日 | 証券種別 | 証券番号 | 証面金額 | 金融機関コード |
|  | 支店コ－ド | 提出旦 | 支扎旦 | 対象税頝•本税 | 詨象积知－延滞金 |
|  | 文擮税額•過少 |  | 対象税效．重加 | 委託者納税者番号 | 収税挽当者コード |
|  | 余白 | 経歴F登録連番•経歷基準日 | 経歷登鐡連番•登録連番 | 更新区分 | 更新旦 |
|  |  | 調定キー・税見コード | 誠定キー－語税番号 | 調定キ一•実綪年月 | 調定キーー棌税連番 |
|  | 調定キ－－語税年度 | 開始旦 | 蕕予区分 | 橧予事由コード | S納税者番号 |
|  | S開始日 | S猶予区分 | s猶予事由コード | S画面登録連番 | 登録区分 |
|  | 里請日 | 終？日 | 決講日 | 通知日 |  |
|  | 取消涖議日 | 取消旦 | 髻約•年度 | 誓約•誓約番号•県税CD |  |
|  |  |  | 詨書年度 |  |  |
|  |  |  |  | 䢚新区分 | 浭新日 |
|  | ［溝納処分情報】 | 調定キー・税見コード |  | 調定キー・実綪年月等 | 調定キー－語税連番 |
|  | 調定キー・語税年度 | 年度 | 処分番号．遉梲コード | 処分番号処分事由 | 处分番号連連番 |
|  | S年度 | S処分番号•県税コード | S処分番号•処分事由 | 处処分番号．連番 | S画面登録連番 |
|  | 処分日 | 琺鍰时 | 処分解除事由为为 | 処分解除日 | 処分額•本税 |
|  |  |  | 処分疑•不甲告 | 処分額•重加 |  |
|  | － |  |  | 調定キー．課税連番 | 調定キー・㽟棁年度 |
|  | 廃生日 | 中断停止事由 | S納税者番筫 | S発生日 | S中断停㭏事由 |
|  | S画面登録連番 | 終了日 | 決講旦 | 通知日 | 取消事由 |
|  | 取消決滝日 | 取消搨 | 対覚税額•本税 |  |  |
|  | 対象税颈•不申告 | 玟象税頝•動加 | 余泉行化止情都） | 経磿F登䤸連番•経磿基準日 |  |
|  |  | 調定キー・課税連番 | 調定キー・潩棁年度 | 廃生日 | 執行停止事里 |
|  | S納棁者番号 | S発生日 | S ${ }_{\text {執行停止事由 }}$ | S画面登録連番 | 消滅星 |
|  | 治議日 | 通知日 | 取消事由 | 取消決議日 | 取消昌 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 調書連番 | 欠擅フラグ |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 年度 |  |  | S年度 |  |
|  | S徵収叹堣託番号•連番 | S画面登録䦽番 | 糒託先税事務所納税者番号 | 碭託事由 | 哄話通知星 |
|  | 決議而 | 取消コード | 取消吅 | 哄話金額•本税 |  |
|  |  |  |  | 納澌区限分 | 差押交足恧 |
|  |  | 調定キー梲見コード＊ | 調定キー－詸榣番号 | 調定キー・実績年月等 | 調定キー・課税連番 |
|  | 調定キー・課税年度 | 年度 |  | 31䋛番号•連番 | S S年度 |
|  | S引䋛番号•県税コーF | S弓3䋛番号•連番 | S画面登録連番 | 51綵先県税コーF |  |
|  |  |  |  | 取消䋛額•確定延滞金 | 51䋛新•本棁 |
|  | 経歴F登録連番最新•基準日 | 経歷登鍉連番最新•連番 | 更新区分 | 更新日 | ［延踹金減免情報》 |
|  |  |  | 取取消是緼期限 |  | 予備 |


| $\begin{gathered} \text { KC—括納付ファイル } \\ 13 \end{gathered}$ | 納梲者番号 | ｜就积番号 | ｜琽税年度 | 葴入日 | ｜納付日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 顔税事務所コード | 収納事務所コード | 税類 | 納税証明書交付番号 | 所有者コード |
|  | 納期限 | 削除フラグ | 消込フラグ |  |  |
| KC一括納付還付マスタ 4 | 納税者番号 | 1－䄷区分 | 受付事務所 | 更新日 |  |
| KC過誤納マスタ 82 | 過虽納番号．会計年度 | 過䜋納番号•県税コード | 過䛊納番号•運番 | 過呮納番号•枝番 | 磿Fキー・税目 |
|  | 経歴Fキ－＊讅税番号 | 経㻺Fキー・実績年月等 | 経歴Fキ－－課税連番 | 経歴Fキ－－課税年度 | 経㻺Fキー－経歴基準日 |
|  | 経歷Fキ－•登録連番 |  | 経歴F登録運番•還 P 過詮納 | 経歴F登録運番•還R加算金 | 過誯納事由 |
|  | 過謓納発生旦 | 悈課決決竬日 | 墄入歳出区分 | 納付（入）すべき額•本税 | 納付（入）すべき額••延滞金 |
|  | 納付（入）すべき額••過少 | 納付（入）すべき額•不申告 | 納付（入）すべき額•重加 | 過俱納敋•本税 | 過哭納漦 $\cdot$ 均等割 |
|  | 過俱納敋•延滞金 | 過俱納額•過少 | 過謓納額•不申告 | 過俱納額•重加 | 還付加算金始期日 |
|  | 除算始期 | 除算終期 | 通知日 | 支払旦 | 交当額合計•本税 |
|  | 交当新自計•延湩金 | 交当額合計•過少 | 交当䝷合計•不申告 | 交当額合計•重加 | 還付敋合詥 + •本税 |
|  | 還付額会計•延渧金 | 還付額合計•過少 | 還付額自計•不申告 | 還付額合計 + 重加 | 還付加算金•本税 |
|  | 衰付加算金•延滞金 | 還付加算金•過少 | 還付加算金•不申告 | 還付加算金•重加 | 内充当した額•本税 |
|  | 内交当した額•延滞金 | 内充当した額••過少 | 内充当した額•不申告 | 内充当した額•重加 | 還付加算金手計算 |
|  | 支払区分 | 還付先区分 | 遄付先納税者番号 | 還付先口座情報•金融機関 | 還付先口座情報•支店番号 |
|  | 還付先口座情䡙•口座種別 | 還付先口座情報•口座番号 | 還付先口座情報•口座名義 | 過鿁納処理状態 | 末調定フラグ |
|  | 納付者納税者番号 | 保留区分 | 調査文書出力区分珼唦区分 | 過俱納処理日 | 調定事由（当初） |
|  | 調定事田（現在） | 還付先変更受付番号 | 種莗県外邅付口座調査フラク | 収税担当者コード | 納税番務納税者番号 |
|  | 納付日 | 納付日2 | 収納旦 | 予定更新日 | 予定更新时間 |
|  | 更新区分 | 更新旦 |  |  |  |
| $K C$ 還付金管理ファイル27 |  |  |  |  |  |
|  | 過置納番号•会計年度 | 過置納番号•県税コード | 過矄納番号•連番 | 過䛵納番号•枝番 | S隔地払通知書番号 |
|  |  | 過詯納事由－ |  | 調家キー，課税番号 | 調定キ－•実績年月等 |
|  | 調定キー，課税連番 | 調定キー－課税年度 | 調定事由（当初） | 遑付通知日 | 支払旦 |
|  | 受領日 | 還付額•本税 | 還付額•延㴆金 | 還付㜟•－過少 | 還付詸税額•不申告 |
|  |  | 還付加算額（ （内）－本税 |  | 還付加算額（内）－過少 | 還付加算額（内）－不申告 |
|  | 還付加算額（（ ${ }^{\text {a }}$ ） －重加 | 支払区分 |  |  |  |
| $K C$ 還付充当通知書バーコードF 35 | ［通知書種類 | ｜調定キー・税目コード | 調定キー，課税番号 | 調定キー・実績年月等 | 調定キー・課税連番 |
|  | 調定キー・課税年度 | 納棁者番号 | 過俱納番号•会計年度 | 過置納番号•県税コ一ド | 過置納番号•連番 |
|  | 過俱納番号•枝番 | S通知書種類 | S調定キー・税目コード | S調定キ－＊課税番号 | S調定キー・実績年月等 |
|  | S調定キ－＊課税連番 | S調定キ－＊課税年度 | S納税者番号 | 発付止事由 | 発付止期限 |
|  | 登付旦 | 返矦豕代 | 公示旦 | 取消迷 | 取消事由 |
|  |  |  |  | 公示送達䋛続フラグ |  |
|  | 返戻フラグ（口坐振替用） | 経歷F経磿番号•経歴基準日 |  | 更新区分 | 更新旦 |
| KC 還付充当入力解除ファイル34 | 入力種刮 | 入力補助種別 | 過置納番号•会計年度 | 過晹納番号•県税コード | 過置納番号•運番 |
|  | 過詔納番号•枝番 | 支払旦 | 調定事事（当初） | 調定事由（現在） | 過䜋納事由 |
|  | 蔵入歳出区分 | 交当元•税目コード | 交当元•課税番号 | 充当元•実績年月等 | 交当元•倳税連番 |
|  | 完当元•課稅年度 | 納税者番号 | 納税者氏名（漢字） | 納税者住所 | 歳入年度 |
|  | 公当先•税目コード | 交当先•課税番号 | 交当先•実績年月等 | 交当先•課税連番 | 交当先－洂税年度 |
|  | 勧収金区分 | 過监納積 | 交当•適付額 | 発生日 | 始期旦 |
|  | 除算始期 | 除算終期 | 操作日付 | 操作時刻 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KC 還付先変更情報ファイル | ｜調定キー・税目コード | $\begin{aligned} & \text { ل調定キ一課税番号 } \\ & \text { l過誤納事由 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { [調定キー・実績年月 } \\ & \hline \text { 受付日 } \end{aligned}$ | 調定キー・課税連番受付番号•受付年度 | 調定キー・課税年度 <br> 受付番号•受付県税コード |
|  | 登録連番 | 過誤納事由有効期間 | $\begin{aligned} & \text { \|⿳⿱㇒⿲丶丶㇒冖又⿻コ一心付日 } \\ & \text { 支払区分 } \end{aligned}$ | 受付番号•受付先•納税者番号 | $\begin{aligned} & \text { \|⿳⿱㇒⿲丶丶㇒冖又心付番号•受付県税コード } \\ & \hline \text { 委任先•金融機関CD } \end{aligned}$ |
|  |  | 委任先•口座種別CD | 委任先•口座番号 | 委任先•口座名義 |  |
|  | 更新区分 | 更新日 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KC手書消込ファイル50 | レコード区分 | 入力連番 | 入力区分 | 会計年度 | 収納旦 |
|  | 取納日•統計用 | 調定キー・税目コード | 調定キーッ課税番号 | 調定キ－＊実績年月等 | 調定キー－課税連番 |
|  | 調定キー・䛞税年度 | 納税者番号 | 納付者納税者番号 | 調定事由 | 課税県税 |
|  | 納付事由 | 納付額合計 | 本税 | 税割額 | 均等割額 |
|  | 所得割額 | 付加価值割額 | 資本割額 | 収入入割額 | 延滞金 |
|  | 過少申告加算金 | 不申告加算金 | 重加算金 | 納付日 | 納付県税 |
|  | バッチチ番号 | 口座振替情幸•委託者コード | 呂座振㳖情報•金融機関 | 口座振替情報•支店番号 | 口座振椥情報•口座種別 |
|  | 可座振替情報•口座番号 | 口座振椝情報•口座名義 | 口座振替情報•振聱結果コード | 金融機関処理日 | 納付日2 |
|  | 余白1 | エラー情報 | エラー情報・エラーCD | 納付額合計チェック | 剤通バーコードKEY•消込日 |
|  | 剤通ブーコードKEY•処理連番 | 出力県税コード | リスストID | 訂正旦 | 余白2 |
|  |  |  |  |  |  |
| KC充当候補ファイル62 | $\begin{aligned} & \text { 納税者番号 } \\ & \text { 調定キー・課税年度 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 調定キー・税目コード } \\ & \text { تَデータ区分 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { \|調定キー・課税番号 } \\ & \hline \text { 緘入年度 } \end{aligned}$ | 調定キー・実績年月等課税事務所 | ｜調定キー・課税逜番 |
|  |  | 納期限分 | － |  |  |
|  | 軍検满了日 | 登録番号 | 末納頝•本税 | 未納額•延滞金 | 末納額 1 過少 |
|  | 末納額•不申告 | 未納額•重加 | 交当できる額•本税 | 充当できる額•延滞金 | 充当できる額•過少 |
|  | 完当できる額•不申告 | 充当できる額•重加 | 調定情報区分 | 予定更新日 | 予定更新時間 |
|  | 収納事務所 | 以下，KCAS11のパラメーダ多 | 延滞金•税目コード | 延滞金•課税番号 | 延滞金•実績年月等 |
|  | 延滞金•譒税連番 | 延滞金•婹税年度 | 延滞金•本来の納期限 | 延滞金•納期限 | 延洣金•通知旦 |
|  | 延滞金•申告日 | 【法人二税の時使用】 | 延滞金•税務署処理旦 | 延滞金•事業年度終了日 | 延滞金•礶定申告提出旦 |
|  | 延㴆金•重加算金対応率 | 延㴆金•利子割還付額等 |  | 「自動車税の時使用》 | 延㴆金•税率•区分 |
|  | 延㴆金•稆率・コード |  | 延港金•登録抹消日 | 延滞金•課税月数 | 延㴆金－注意コード |
|  | 延㴆金•状態コード | 延洪金．納通返戻コード | 【ての他の税第の時使用】 | 延澺金・ての他日付 | 以上下，KCAS11のパラメーダ続き1 |
|  | 延㴆金 1 当初調定額 | 延滞金•延滞金減免額 | 延滞金•増減調定適用旦 | 延涕金•最終納付日 | 延滞金•調定事由•当初 |
|  | 延港金•調定事由•現在 | 状況•繰上徵收•納期限変更 |  |  |  |
| KC照会文書入カデータ 12 | 職員番号 | 納䅺者番号 | 発行種別 | 郵便番号 | 住所 |
|  | 氏名（䣏学） | 氏名（カナ） | 電話番号1 | 電話番号2 | 生年月日 |
|  | 登録蓮番 | 更新日 |  |  |  |
| KC調定キーバーコードフアイル13 |  |  |  |  |  |
|  | 税或コード | 通知書種類 | 発付年度 |  | $\xrightarrow{\text { S調定キー－税目コード }}$ |
|  | S調定キ－＊語税番号 | S調定キー・実綪年月等 |  | S佣定キ－•課税年度 | S通知書種類 |
|  | S ${ }^{\text {発付年度 }}$ | S納税者番号 | 宛先納税者番号 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KD 通知書バーコードファイル31 | 通知書種類 | 調定キー・税目コード | 調定キー－課税番号 | 調定キー・実綪年月等 | ｜調定キ－•課稅連番 |
|  | 調定キ－－課税年度 | 納税者番号 | S通知書種類 | S調完キー税目コード | S珃定キ－－課税番号 |
|  | S調定キー・実績年月等 | S調定キ－•課税連番 | S調定キ－－課税年度 | S納税者番号 | 発付此事由 |
|  | 発付止期限 | 発付日 | 返戻旦 | 公示日 | 取消日 |
|  | 取消事由 | 家先納税者番号 | 発付県税コード | 送金依頼番号 | 公示送達䋛続フラグ |
|  | 返戻フラグ | 返戻フラグ（口座振替用） | 経歴F経歴番号•経歴基準日 |  | 更新区分 |
|  | 更新且 |  |  |  |  |
| KD二次納等管理マスタ10 | 啕定キー・税見コード | 調定キー－課税番号 |  | 調定キー・課税連番 |  |
|  | レコード『分 | S納税者番号 | 設定旦 | 更新区分 | 更新旦 |
|  |  |  |  |  |  |
| 滞納整理サブンステム | （22フアイル…569項目） |  |  |  |  |
| KD異動䂴認表示フアイル | 収税担当者コード | S納税者番号 | 買動年月日 | 異動日連番 | ｜異動種類 |
|  | 氏名（漢学） | 氏名（カナ） | 住所コード | 住所（左詰め） | 調定キー・税自コード |
|  | 閴定キー，－課税番号 | 調定キー・実績年月等 | 䦭定キーい課税連番 | 調定キー－課税年度 | 調定事由（現在） |
|  | 異動金額 | 未納額 | 確定延滞金フラグ | 更新区分 | 更新且 |
|  |  |  |  |  |  |
| KD延滞金減免ファイル22 | 調定キー・税目コード | 調定キー－課税番号 | ｜調定キー・実績年月等 | 調定キー－巣税連番 | ｜調定キー，課税年度 |
|  | 調晝年度 | 県税コード | 調書連番 | 調定事由 |  |
|  | 本税 |  | 算定延滞金額期間TO | 算定延滞金額算定金額収税担当者コード | 減免／免除延滞金額経歴F登録連番•経歴基準日 |
|  | 既 | － |  |  |  |
|  | 経歷登録運番•登録連番 | 更新旦 |  |  |  |
| KD延滞金減免ヘッダーファイル10 | 调書年度 | 県税コード | 調書運番 | S納税者番号 | 該当条項 |
|  | 理由 | 仮登録フラグ | 収税担当者コード | 更新区分 | 更新旦 |


| KD換価墫予管理簿22 |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 決様日 } \\ & \hline \text { 差押済 } \end{aligned}$ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ${ }_{\text {S }}^{\text {S }}$ 滴税者2者番号 |  | S猶予事由コード猶予条件1 | 差押㵒 |  |
|  | 唒予対象物件1 | 猶予対象物件2 | 猶予対象物件3 | 収税柦当者コード | 仮登録フラグ |
|  | 更新区分 | 䢚新旦 |  |  |  |
| $K D$ 交付要求管理簿22 | 年度 | 処分番号•県税コード | 処分番号•処分事正 | 拠分番号－連番 | 執行幾関名 |
|  | 差押年月日 | S納税者番号 | 納棁者住所 | 納棁者氏名 | 权税担当者ヨ |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 噔杞憬年月日当名名解除事項） |  | 登記番号解恎稳担当者つード | $\qquad$ |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 更新区分 | 更新旦 |  |  |  |
| KD 差押管理簿22 | 年度 | 処分番号•県税コード | 処分番号•処分事再 | 処分番号－連番 | 執行機関名 |
|  | 差押年月日 | S納䘽者番皃 | 納梲者住所 | 納梲者氏名 | 収税担当者コード |
|  | 収税担当者名 | 登記年月日 | 登記番号 | 解除年月日 | 解除理由 |
|  | 登記年月日（解除事項） | 登記番号（解除事項） | 解除収税担当者コード | 解除収税担当者名 | 参加事績 |
|  | 更新区分 | 更新日 |  |  |  |
| KD財産マスタター．38 | 物珄番号•財産区分 | 物珄番号•財產種刮 | 物件番号•連番 | S納税者番号 | S物件番号•財産区分 |
|  | S物件番号•財産緟別 | S物珄番号•蓮番 | 調査旦 | 調査県税コード | 調查担当者名 |
|  | 処分現況区分 | 処分県税コード | 財産有無区分 | 記事1 | 記事2 |
|  | 記事3 | 記事4 | 記事5 | 履行期限 | 延廵面皘1 |
|  | 延床面積2 | 郵便番号 | 給料旦 | 退膱旦 | 料金支払方法 |
|  | 金融機闗緟別 | 金融機関名 | 店舗名 | 口座㮔別 | 口䒼番号 |
|  | 㤅金残高 | 賄付金䫛 | 不動齐種類 | 本店本社名 | 本店本社住所 |
|  | 予備 | 更新区分 | 更新旦 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| $K D$ 参加差押管理簿22 | 年度加差押年月日 | 処分番号•県税コード | 処分番号•処分事田 | 処分番号•連番 | 執行機関名 |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 登記年月日 | 登記番号（解除事項） | 解除馀双税担当者コード | 解除收収税担当者名 |  |
|  | 亜新区分 | 更新日 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KD資力回復調査フアイル11 | 納梲者番号 | 双榽担当者コート |  | 成名（垻子） | 氐名（カナ） |
|  | 隹所 | 住所名 | 税顛 | 欠損予定年月日 | 帚納報告 |
|  | 分頪フラク |  |  |  |  |
| KD 時效接近ファイル21 | 甭定キー・税目コード | 調定キー，課税番号 | 調定キ一，実縤年月等 | 調定キー，課稆連番 | 調定キー，課䅡年度 |
|  | 収税担当者コード | S納税者番号 | 調定事由（現在） | 氏名（漢字） | 氏名（カナ） |
|  | 雔所コード | 倠所（左詰め） | 本税•未納頝 | 延湲金•延滞金未納額 | 加算金•未納額 |
|  | 納期限 | 時効中断事由 | 時効起算日 | 時効予定目 | 更新区分 |
|  | 更新且 |  |  |  |  |
| $\underset{31}{\text { KD 執行停止マスタ }}$ |  |  |  |  |  |
|  | 闋定キー・生日税目コード |  | ｜調定キー－実縤年月等 | －調家キー・課税連番 | ｜調定キー・課税年 |
|  | S画面登録荤番 | 消滅晶 | 決議日 | 通知日 | 取消事由 |
|  |  | 取消日 | 対象税額 $\cdot$ 本税 | 対象税数•延滞金 | 対象税額•過少 |
|  |  | 対寀税額•重加 | －調書年度 | 県稆コード |  |
|  | 欠椇フラグ | 余白 | 経歴F登嗂連番•経歴基準日 | 経歴上登鋃運番•登鏭連番 | 更新区分 |
|  | 更新且 |  |  |  |  |
| KD承継人メモファイル12 | 1䊾税者番号 | 承䋛人納税者番号 | 続柄 | 督促状発付日 | ｜納期限 |
|  | 相続分 | 税頝 | 延湍金穎 | 加算金頝 |  |
|  | 更新区分 | 廹新目 |  |  |  |
| KD証券受託マスタタ38 |  |  |  |  |  |
|  | 開完キー・度 |  |  |  |  |
|  | S年度 | S受託証券番号•県棁コード | S受託証券番号•冊番 | S受託証券番号•枝番 | S受託証㥹番号•項番 |
|  | S画面登鎴蓮番 | 証㥹受詿日 | 取消事由 | 取消日 | 証券種別 |
|  | 証券番号 | 証面金額 | 金融機開コード | 文店コード | 振出日 |
|  | 支払旦 | 対象税頝•本税 | 対紼税敋•－延滞金 | 対象税額•過少 | 対象税額．不申告 |
|  | 文象税喕•重加 | 委託者納税者番号 | 収税担当者コード | 余白 | 経㻺F登録連連番•経㭫基準日 |
|  | 経歴F登録連番•登録運番 | 更新区分 | 更新旦 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KD滞納経歴フアイル65 | 収榣担当者コーF | S納税者番号 |  | 異動显 |  |
|  | （e） |  |  |  | 浬税連番 |
|  | 处埋年月 | 経㻺畨号•経㻺基準日 | 経㻺番号•登録連番 | 買勳種類 | 年従区分 |
|  |  | 本税 | 延港金 | 過少 | 不电告 |
|  | 重加 | 〔収納額（当年度）異動額） | 本税 | 延滞金 | 過少 |
|  | 不申告 | 重加 | （未納頝） | 本税 | 延滞金 |
|  | 過少 | 不申告 | 重加 | 【最終調定額】 | 本税 |
|  | 延滞金 | 過少 | 不申告 | 重加 |  |
|  | 本税 | 延滞金 | 過少 | 不申告 | 重加 |
|  | ［現在調定額］ | 本税 | 延滞金 | 過少 | 不申告 |
|  | 重加 | 納期限 | 初度登録年月 | 時効起算日 | 時効予定旦 |
|  | 际效年度 | 次椇年月日 | 時効中断事由 | 収納旦 | 執行停此フラグ |
|  | 延滞金発生フラグ | －更新区分 | 状態区分 | 作成旦 | 作成時間 |
|  | 更新日 | 更新時間 |  |  |  |
| KD 滞納者状呮ファイル37 | 収税担当者コード | S納税者番号 | ｜納期限 | ［未納頝］ | 本税 |
|  | 延㴆金 | 過少 | 不申告 | 重加 | （倳納の有無） |
|  | 㴆納税目•個人 | 㴆納税白－法人 | 滞納棁自•不動产 | 滞納税㮾•自動車 | 滞納税寻・をの他 |
|  | 䍓納珄数 | 時効年度 | 初度登録年度 | （調査の有無） | 市区町村調查•准 |
|  | 市区町村渢査•固 | 市区町村調查•勤 | 賏金潤査•3 | 貯金調查•郵 | 賏金調查・で他 |
|  | 情埇•湩納処分の有無 | 処理方釬 | 【特記事項の有無】 | 特記事項•分 | 特記事項•有 |
|  | 特記事項．${ }^{\text {a }}$ 承， | 特記事項•連 | 未処理 | 【調查日】 | 3行出力履歴•前回 |
|  | 3行出力履歴－前々回 | 姃挭启出力履䇛•前回 | 郵便扁出力履歷•前々回 | 3行以外出力履歴－前回 | 3 行以外出力履歷•前々回 |
|  | 更新区分 | 更新且 |  |  |  |
|  |  | 㗢年号 |  |  |  |
| KD滞納処分調書フアイル36 | 年度 | 処分番号•県税コード |  | 徍分番号•連番 |  |
|  |  | － |  |  | メモ |
|  | 電話会社名 | 電話会社社長名 | 差押漬権文言 1 | 差押債権文言2 | 差押債権文言3 |
|  |  | 預貯金譋查証 | 書押担当者コード | － | 樶氏名 |
|  | 事件番号年度 | －事件番号符号 | 事件番号内容 | 条項物件 | 条項内容 |
|  | 収税持当者コード | S納棁者番号 | 仮登録フラグ | 差押年月日 | 更新区分 |
|  | 更新且 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| K 徵収猶予マスタタ $_{39}$ | 調定キー・税目コード | 調家キー－語税番号 | 調家キー－実綪年月 | 調定キ－－婹税蓮番 | 調定キ－＊課税年度 |
|  | 開始旦 | 蕕予区分 | 睍予事由コード | S納税者番号 | S開始日 |
|  | S嵝予区分 | S猶予事田コード | S通知面登䤸道車番 |  |  |
|  | 緅消日 |  |  |  | －取消渼㼁日 |
|  | 延滞金減免率 |  |  | 対奂税頝•過少 | 対象稅䝷•不申告 |
|  |  |  | 誠書•県税コード | 調書番号 | 余白 |
|  | 経歴F登録運番•基準日 | 経歴F登録連番•連番 | 更新区分 | 更新旦 |  |
| KD徴収猶予管理簿22 | 調書年度 | 県税コード | 調書連番 | 菭議日 | 期限 |
|  | S納稆者番号 | S開始日 | S猶予事由コード | 根拠条文 | 担保1 |
|  | 担保2 | 担保3 | 摘要1 | 摘要2 | 摘要3 |
|  | 差押中物件 1 | 差押中物件2 | 差押中物件3 | 収税担当者コード | 仮登録フラグ |
|  | 更新区分 | 更新且 |  |  |  |
| KD納税者別復命管理マスタ19 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | －般地図情情•一般情筤 |
|  | 一般地図情報•地図情報 復命•復命日 | 複命•時 |  |  |  |
|  | 復俞・シークレット『分 | 大口•様式区分 | 更新区分 | 更新旦 |  |


| KD納税誓約管理簿$16$ | 年度 | 納税誓約番号•県税コード | 納税誓約番号•運番 | 分納口約束区分 | 納税誓約年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 初回納付年月日 | 最終納付年月日 | 毎月納付日 | 毎月納付額 | 納税誓約中断コード |
|  | 中断日 | メモ | 収税担当者コード | S納税者番号 | 更新区分 |
|  | 更新日 |  |  |  |  |
| KD 分納者納付状況ファイル22 | 収税担当者コード | S納税者番号 | 年度 | 納税誓約番号•県税コード | 納税誓約番号•連番 |
|  | 分納口約束区分 | 納付予定額 | 初回納付年月日 | 納付額•4月 | 納付額•5月 |
|  | 納付額•6月 | 納付額•7月 | 納付額•8月 | 納付額•9月 | 納付額•10月 |
|  | 納付額•11月 | 納付額•12月 | 納付額•1月 | 納付額•2月 | 納付額•3月 |
|  | 更新区分 | 更新旦 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| KD処分表明細ファイル22 | 調定キー | 調定キー・税目コード | 調定キー・課税番号 | 1調定キー・実績年月等 | 調定キー・課税連番 |
|  | 調定キー・課税年度 | 納税者番号 | 課税事務所コード | 担当事務所コード | 収納歳入年度 |
|  | 現滞区分 | 法定納期限 | 納期限 | 収税担当者コード | 所属コード |
|  | 滞納報告年月日 | 処分日 | 情報•滞納処分 | 情報•徵収猶予 | 情報•証券受託 |
|  | 情報•納税誓約 | 本税•年度当初調定額 |  |  |  |

# 県税の賦課徴収関係事務を対象とする 

## 「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）」概要

## 表紙

| 記載項目 | 概 要 |
| :---: | :---: |
| 評価書名 | 県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書 |
| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 福岡県は，県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し，特定個人情報の漏 えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいること を，ここに宣言する。 |

## I 基本情報

| 記載項目 | 概 要 |
| :---: | :---: |
| 事務の名称 | 県税の賦課徴収関係事務 |
| 事務の内容 | 福岡県では，地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。 <br> 具体的には，県民税，事業税及び自動車税等の直接税 並びに 軽油引取税等の間接税について，課税を行い徴収している。 <br> また，税の公平性を保つため，納期限までに納付のないものについて は督促状の発付や滞納処分等を行い，税収確保に努めている。 |
| システムの名称 | 税務システム，団体内統合宛名システム，中間サーバー，住民基本台帳ネットワークシステム，国税連携システム |
| 特定個人情報ファイル名 | 税務システムデータベースファイル |
| ファイルを取り扱う理由 | 福岡県では番号法に基づき，県税の賦倸徴収関係事務の効率化を図る ため，納税義務者本人からの申告書の提出や，他の行政機関等との税関連情報の授受等において，個人番号を取り扱う。 |
| 個人番号利用の根拠 | 番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項 <br> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条 |
| 情報提供ネットワークシステム <br> による情報連携の有無 | 有（入手のみ）。番号法令の規定の範囲内で定められたもののみを情報連携の対象とする。 |
| 評価担当部署 | 総務部税務課 |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 記載項目 | 概 要 |
| :---: | :--- |
| 特定個人情報ファイル名 | 税務システムデータベースファイル |
| ファイルに記録される項目 | 個人番号，氏名，性別，生年月日，住所，業務関係情報等 |
| 特定個人情報の入手•使用 | 本人又は代理人，機関内の他部署，他の行政機関等から入手。 <br> 県税の賦課徵収のために使用。 |
| ファイルの取扱いの委託 | システムの維持のための運用管理委託や，情報処理委託等あり。 |
| 特定個人情報の提供•移転 | 番号法及び地方税法に則り，市町村，他都道府県に提供。 |
| 特定個人情報の保管•消去 | 入退室管理をしている建物内で保管し，不要になったデータは消去。 |

## III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

| 記載項目 | 概 要 |
| :---: | :---: |
| 特定個人情報ファイル名 | 税務システムデータベースファイル |
| 特定個人情報の入手 | 特定個人情報を入手する際には，個人番号カードの提示を求める等し て，マイナンバーの真正性を確認する。 |
| 特定個人情報の使用 | システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し，個人ごとのユ ーザー I Dとパスワード等により，アクセス制御を講じる。 |
| ファイルの取扱いの委託 | 委託契約中，個人情報取扱特記事項として，個人情報に係る秘密の保持，安全措置の確保，再委託の禁止，従事者への研修等を定める。 |
| 特定個人情報の提供•移転 | 特定個人情報の外部幾関への提供は，法令で定める安全碓保措置がと られたシステムを用いる等の方法で行う。 |
| 情報提供ネットワーク システムとの接続 | 有（入手のみ）。特定個人情報の入手は，番号法令の規定の範囲内で定 められたもののみとする。 |
| 特定個人情報の保管•消去 | システムのサーバー設置施設には，生体認証による入退場制限，監視 カメラによる入退室の監視，無停電電源装置の設置，消火設備の完備，免震ビル構造等の措置がとられている。 |

## IV その他のリスク対策

| 記載項目 | 概 要 |
| :--- | :--- |
| 監査 | 定期的又は随時に監査を実施する。 |
| 従業者に対する教育•啓発 | 職員及び事業所内派遣者等に対してセキュリティ研修を実施する。 |

## V 開示請求，問合せ

| 記載項目 | 概 要 |
| :---: | :---: |
| 開示等請求先 | 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 <br> 〒812－8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号電話番号 O92－643－3104 |
| ファイルの取倣いに関する問合せ先 | 福岡県総務部税務課管理係 <br> 〒812－8577 福岡県福岡市博多区東公園7－7 <br> 電話番号 092－643－3062 |

VI 評価実施手続

| 記載項目 | 概 要 |
| :--- | :--- |
| しきい値判断結果 | 全項目評価 |
| 住民等からの意見聴取 | 県のホームページへの掲載 及び 評価担当部署への備付けにより全項 <br> 目評価書の公示を行い，電子メール及び書面にて意見を受け付ける。 |

に
菲
縕


